

2023年10月20日

各位

愛媛 PPP/PFI 地域プラットフォーム サウンディング型市場調査（オープン型官民対話）を開催します

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）、愛媛県（知事 中村 時広）および株式会社愛媛銀行（頭取 西川 義教）は、愛媛県内におけるPPP^{*1}/PFI^{*2}等官民連携事業を推進するため、2022年3月に「愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム」を設立しました。

今回は、愛媛県内の地方公共団体から提案のあった2つの案件を対象とし、地方公共団体と民間企業が意見交換等を行う「サウンディング型市場調査（オープン型官民対話）」を開催しますので、お知らせいたします。

※1 PPP：地方公共団体と民間事業者が連携して公共サービスの提供等を行うこと。

※2 PFI：公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間の資金やノウハウを活用して行う公共事業の手法のこと。

記

〇サウンディング型市場調査（オープン型官民対話）※詳細はチラシをご参照ください

- 名称 サウンディング型市場調査（オープン型官民対話）
- 日程 2023年11月6日（月） 13:00～15:30（受付開始12:30～）
- 方式 現地参加（提案事業者のみ）
WEB参加（提案事業者または傍聴者）
- 会場 伊予銀行本店 3階 301会議室（愛媛県松山市南堀端町1番地）
- 対象者 民間企業、NPO等の法人、任意団体、地方公共団体（県内）
- 参加料 無料
- 内容 案件① 新居浜市「市民文化センター建替えにおける民間活力の導入検討」
説明：新居浜市 企画部 文化スポーツ局 文化振興課
案件② 松前町「（仮称）松前町社会教育施設整備事業」
説明：松前町 社会教育課
- 申込方法 チラシに記載する URL または二次元バーコードより申込みをお願いします。
（申込期限は2023年10月31日（火）17:00迄）

以上

2023年度

愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム 主催

(愛媛県、株式会社愛媛銀行、株式会社伊予銀行)

内閣府 / 国土交通省 後援(予定)

参加
無料

サウンディング型 市場調査 (OPEN型 官民対話) 実施のご案内

「愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム」では、県内の2つの案件を対象に、サウンディング型市場調査(OPEN型官民対話)を実施します。

それぞれの案件について、民間企業の皆様のご意見やご要望、アイデアをお聞かせください。今後ますます重要性が高まるPPP/PFIに関して、新たな事業の展開、ビジネスチャンスにつなげていただけるよう、皆様の積極的なご参加を心よりお待ちしております。

案件1



新居浜市市民文化センター建替え
における民間活力の導入検討

担当課 新居浜市 企画部 文化スポーツ局
文化振興課

案件2



(仮称)松前町社会教育施設整備事業

松前総合文化センター

体育館

担当課 松前町 社会教育課

概要

実施日時

2023.11.6(月) 13:00-15:30

- 案件1 新居浜市 13:00 - 14:00
～入れ替え～
- 案件2 松前町 14:15 - 15:15

実施場所

伊予銀行本店
3階 301会議室

参加形式

現地参加 (提案事業者のみ)
WEB参加 (提案事業者または傍聴者)

対象者

民間企業
NPO等の法人
任意団体
地方公共団体(県内)

〔 案件紹介 〕

新居浜市

新居浜市市民文化センター建替えにおける民間活力の導入検討

●事業内容(案)

官民連携によるエリア一体での新居浜Campus
づくり・地域の魅力創出、財政負担の軽減

- ・現市民文化センターの解体・撤去
- ・新市民文化センターの設計・建設、運営・維持管理
- ・中央公園の設計・建設、運営・維持管理
- ・民間収益事業の実施 ※可能性が見込めるのであれば

エリアコンセプト

Hello
NEW
新居浜CAMPUS

※ロゴは仮のものであり今後変更の可能性あります

- 「子育て世代・子ども」「若者（中高生含む）」「働く人」「居住者」を主たるターゲットに、日常と非日常の相乗効果によって、新しい魅力を生み出します。
- 学校・仕事・生活の中（日常）でふらっと立ち寄り気軽に憩える場、文化活動・自己表現の発信など（非日常）を行う場、それらが重なりつながることで新たな魅力を創出するエリア。環境、防災を含めた先導的エリアとして生活の質をより良くし、まちなが居住を推進する。

松前町

(仮称) 松前町社会教育施設整備事業

●事業内容(案)

民間活力導入によって収益性向上につながる
施設リノベーション、エリアの活性化

- ・松前総合文化センターの改修(バリューアップ)
- ・松前総合文化センター、松前公園(体育館、多目的広場、子供広場、老人広場、庭球場、駐車場・駐輪場)の一体的な管理・運営



〔 申込方法 〕

以下のURLまたは右の二次元バーコードからWEB上の申込フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。

<https://onl.sc/YaFRZYE>

【入力事項】 参加申込者情報（所属・氏名など） / 参加形態

申込多数により参加人数の調整をさせていただく場合、事務局よりメールで連絡差し上げます

申込締切 **2023年10月31日(火) 17時まで** ※定員に空きがある場合は随時受け付けます



注意事項

- 申込多数の場合には、参加人数の調整をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- 駐車場はございませんので、公共交通機関などでご来場くださいますようお願い申し上げます。



問合せ先

伊予銀行 法人コンサルティング部 (担当 本橋)

電話 089 (907)1062 Email iyo016u29wbn@iyobank.co.jp

官民対話検討事案概要書

【新居浜市】

項目	記入欄
1. 団体名	新居浜市
2. 事業名	新居浜市市民文化センター建替えにおける民間活力の導入検討
・事業内容 ※事業の内容をご記入下さい	○対象範囲 ・現在の市民文化センターの敷地に加えて、中央公園、中央児童センター敷地も含む（約24,800㎡）。 ○事業内容 ・既存施設の解体・撤去（中央公園、児童センター） ・新市民文化センターの設計・建設、運営・維持管理 ・中央公園の設計・建設、運営・維持管理 ・民間収益事業の実施 ※可能性が見込めるのであれば
・事業実施で重視する点	・エリアコンセプト ・市民文化センター整備方針 ・駐車場の確保 ・日常的にも利用 ・美術館、総合文化施設との機能分担 ・中央公園との一体整備 ・公共施設複合化
・事業の種類 ※該当する番号に○(複数可)	1. 新設 <u>2. 建替え</u> 3. 改修 4. 管理運営のみ 5. 公有地活用 6. 包括委託 7. その他（ ）
・施設等の用途	文化ホール / 生涯学習センター / 児童センター / 中央公園
3. サウンディングの目的	○市民文化センターが立地する場所及びその周辺地区を含め、「新居浜Campus」というコンセプトの下で、地域に新しい魅力を創り出すこと、また、基本構想で定めた4つの「整備方針」に基づき、市民文化センターを、市民の活動や交流、連携の拠点となるような場所としていくことを目指している。その実現に向けては、市民と協働を図りながらも、行政と民間が連携した取り組みが必要と考えている。 ○一方、市の財政状況は厳しい状況であるため、財政負担の軽減が求められている。 ○以上を踏まえ、上記方針の実現や財政負担の軽減に向けて、民間事業者が有する柔軟なアイデア、ノウハウを取り入れたいと考え、サウンディングを実施するものである。
4. 事業対象地の概要	
① 所在地(交通情報含む)	愛媛県新居浜市繁本町8番65号（新居浜駅から車で7分）
② 敷地面積	約24,800㎡
③ 土地利用上の制約	一団地の官公庁施設、商業地域、都市機能誘導区域、準防火地域
④ 所有者	愛媛県新居浜市

⑤ 周辺施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・1km圏内に、公共施設として、市役所（消防署）、税務署、簡易裁判所、郵便局、児童センターが立地している。 ・加えて、小中学校や企業の事務所なども多く立地している。 	
⑥ 対象地周辺の一般的なイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市の中心市街地であり、公共施設や企業、保育園・小中学校などが多く集積し、日常的に市民が活動するエリアである。 ・一宮神社や中央公園といった、貴重な緑のオープンスペースが近接・隣接している。 	
⑦ その他 (上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等)		
5. 対象施設の概要		
5-1. 建物	既存	整備後(予定)
① 施設名称	市民文化センター	市民文化センター(仮)
② 施設の延床面積	9,839㎡ (大・中ホール)	検討中
③ 建物の構成(構造、階数)	本館 RC造 / 地下1階・地上3階 別館 RC造 / 地下1階・地上4階	RC造 / 地下1階・地上3階以上
④ 主な施設の内容、導入機能	本館(大ホール / 生涯学習センター等) 別館(中ホール / リハーサル室 / 会議室 / 料理教室 / 視聴覚室 / プラネタリウム等)	大ホール / マルチスペース / リハーサル室 / 会議室 / 生涯学習センター / 児童センター等 *中央公園と一体的に整備
⑤ 運営状況 (運営主体、事業手法等)	指定管理者	指定管理者、SPC等
⑥ その他 (上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等)	駐車場173台	駐車場300台以上(400台以上の確保を検討) 大型車両を考慮した車寄せ・搬入動線の確保 ユニバーサルデザインへの配慮 環境への配慮
5-2. インフラ系 (上下水道、道路等)	既存	整備後(予定)
① 施設名称	—	—
② 規模、能力 等	—	—
③ 運営状況 (運営主体、事業手法等)	—	—
④ その他 (上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等)	—	—

6. 事業環境	
① 人口、高齢化率	人口 114,490人（令和5年8月末） 高齢化率 32.5%（令和5年6月末）
② 対象地周辺の人口構成	0～14歳 13,539人 15～64歳 63,801人 65歳 37,290人（令和5年6月末）
③ 市民意見等	<p>■令和4年度 市民WEBアンケート(1,091サンプル) / 利用団体アンケート(62団体) / 市政モニターアンケート(175人) / 基本構想検討委員会</p> <p>■令和5年度 中高生ワークショップ(1回) / 基本計画策定委員会</p>
7. 事業関連	
① 現状及び課題	<p>○慢性的な駐車場不足</p> <p>○老朽化に伴う維持管理費の増加</p> <p>○ホールで魅力的な催物が開催されていない</p> <p>○催しのあるとき以外に施設が利用されていない</p>
② 目的、考え方・基本方針	<p>■現状</p> <p>・新居浜市市民文化センターは、本市の文化芸術活動を長きにわたり支えている施設であるが、建物や設備の老朽化が進行しており、毎年の補修工事が発生するなど、課題を抱えている。特に、市民文化センター本館は、昭和37年11月に開館しており、目標耐用年数である65年に対し、すでに60年が経過している。また、駐車場スペースの不足をはじめとし、公共ホールとしての機能が不十分であることから、利用者の要望に答えきれていない現状がある。</p> <p>■基本方針</p> <p>・以下の4つを市民文化センター整備方針として定めている。</p> <p>方針1 市民の多様な活動を支える拠点</p> <p>方針2 市民が利用しやすく、質の高い文化・芸術に気軽に触れることができる拠点</p> <p>方針3 まちに開かれた交流と連携の拠点</p> <p>方針4 エリアの魅力づくり・まちづくりを先導する拠点</p>
③ 前提条件	<p>○平成27年度に新居浜駅北側に建設された、新居浜市美術館・総合文化施設（美術館・小ホール）との機能分担が必要である。</p> <p>○市民文化センターを含む周辺エリアの主なターゲットとして、基本構想に示す「子育て世代・子ども」「若者(中高生)」「エリア内で働く人」「エリア内の居住者」を定めている。</p> <p>○(※可能性が見込めるのであれば)市民文化センターと民間収益施設の合築、分棟整備も考えられる。</p>

④ 事業スケジュール(案)	令和5年度：基本計画 策定								
	令和6年度：官民連携手法導入可能性調査								
	令和7年度：事業者募集手続き								
	令和8年度：事業者の選定・契約締結、事業着手								
	令和9年度に耐用年数65年を迎えることを踏まえ、令和10年度から既存施設の解体を含めた新市民文化センターの整備工事に着手し、令和13年度の供用開始を目標とする。								
8. 対話内容 ※意見・提案を求める内容をご記入ください。	<p>①市民文化センターと中央公園の一体的な整備や管理・運営を民間にゆだねることで、地域に新たな魅力を創出したいと考えているが、民間事業者の事業範囲として、どのような事業範囲が望ましいと考えるか。</p> <p>②その事業範囲の場合に、どのような官民連携手法の活用が望ましいと考えるか。理由とともにご教示願いたい。</p> <p>③大ホールの規模として、1,200～1,500席の範囲を想定しており、市民利用を主としつつも、一定の興行利用も行いたいと考えているが、新市民文化センターでは、どのような興行利用が見込まれるか。</p> <p>④余剰容積・余剰地を活用した民間収益事業の可能性が見込めるか。見込める場合、どのような事業が考えられるか。</p>								
9. 対話を希望する業種 ※該当する番号に○(複数可) 注)希望する業種の事業者の参加を確約するものではありません。	<table border="0"> <tr> <td>1. 設計</td> <td>2. 建設</td> <td>3. 不動産</td> <td>4. 金融機関</td> </tr> <tr> <td>5. 維持管理</td> <td>6. コンサル</td> <td>7. 運営</td> <td>8. その他 ()</td> </tr> </table>	1. 設計	2. 建設	3. 不動産	4. 金融機関	5. 維持管理	6. コンサル	7. 運営	8. その他 ()
1. 設計	2. 建設	3. 不動産	4. 金融機関						
5. 維持管理	6. コンサル	7. 運営	8. その他 ()						

■関連情報

関連情報	1. 新居浜市市民文化センター基本構想
------	---------------------

■連絡先

団体名	新居浜市
住所	新居浜市一宮町1-5-1
部署名	企画部 文化スポーツ局 文化振興課
役職	係長
氏名	高橋 綾
電話番号	0897-65-1554
メールアドレス	a12401@city.niihama.lg.jp
備考	



新居浜市市民文化センター

基本構想

令和5年3月

新居浜市

目次

第1章	はじめに	1
第2章	上位・関連計画とエリアコンセプト	2
1.	劇場・音楽堂等に関する政策動向	2
2.	新居浜市市民文化センター整備に関する上位・関連計画	3
3.	周辺地域のエリアコンセプト	6
第3章	現状と課題等	11
1.	市民文化センターの現状と課題	11
2.	市内外の類似施設の状況	20
3.	事例調査.....	26
4.	市民意見・関係団体等意見の調査	35
第4章	施設整備の基本的な考え方	38
1.	市民文化センターの整備方針	38
2.	新市民文化センターに必要な機能と考え方	40
第5章	管理・運営の基本的な考え方	45
1.	管理・運営の基本的な考え方	45
2.	事業の実施方針	46
3.	市民参画・協働のあり方	47
4.	利用・貸出規則	47
第6章	事業手法の考え方	48
1.	事業手法の考え方	48
2.	財源の確保	49
3.	事業スケジュールについて.....	49
資料編		50

第1章 はじめに

新居浜市市民文化センター（以下、「市民文化センター」）は、本市の文化芸術活動を長きにわたり支えている施設であるが、建物や設備の老朽化が進行しており、毎年の補修工事が発生するなど、課題を抱えている。特に、市民文化センター本館は、昭和37年11月に開館しており、目標耐用年数である65年に対し、すでに60年が経過している。また、駐車場スペースの不足をはじめとし、公共ホールとしての機能が不十分であることから、利用者の要望に応えきれない現状がある。

令和3年3月に策定した、「第六次新居浜市長期総合計画」においては、市民文化センターについて、建替えの時期や場所、新施設の規模等について早期に検討、決定し、新たな施設建設に着手する必要があるとしたうえで、新施設の基本構想、基本計画等の策定、整備推進を行うとしている。

長期総合計画等を踏まえ、本市では、新たな用地取得の必要がなく、確実な建設スケジュールが設定できることから、現在地での建て替えを行うことを決定し、令和4年度・5年度の2か年で、市民参画のもとで基本構想と基本計画を策定することとした。また、PFI等の導入検討や施設の複合化、補助金など様々な方策を検討し、財源の確保にも努める。

本基本構想は、新たな市民文化センターの整備にあたってのコンセプトや基本的な方向性について定めるものであり、策定にあたっては、「新居浜市市民文化センター基本構想市民検討委員会」を設置し、様々な意見をいただいた。今後、本基本構想を踏まえ、基本計画の策定等を行い、新市民文化センターの整備を推進する。

第2章 上位・関連計画とエリアコンセプト

1. 劇場・音楽堂等に関する政策動向

劇場・音楽堂等に関する法律として、平成24年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」が制定されている。これは、劇場・音楽堂等の活性化を図ることにより実演芸術を振興し、心豊かな国民生活や活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的とした法律である。また、平成25年にはこれを踏まえ、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が告示されている。

これらの特徴として、劇場・音楽堂等に、単に演劇や音楽等を鑑賞する機能だけではなく、**「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」**を期待していることや、施設整備が先行して進められてきたことの反省から、**「劇場・音楽堂において行われる「実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある」**ことが明記されている。

図表 1 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」前文より抜粋

（前略）

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、**「人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。」**

（中略）

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、**「施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。」**また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、**「地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。」**

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、**「劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。」**

（後略）

2. 新居浜市市民文化センター整備に関する上位・関連計画

(1) 主な上位・関連計画

市民文化センターに関連する主な上位・関連計画、及びその関連性は以下のとおり。

図表2 主な上位・関連計画

上位・関連計画	対象期間等
第六次新居浜市長期総合計画	令和3年度～令和12年度
新居浜市都市計画マスタープラン	令和3年度～令和22年度
新居浜市立地適正化計画	令和元年度～令和17年度
新居浜市公共施設再編計画	平成30年度～令和39年度
新居浜市文化芸術振興計画	令和元年度～令和10年度
新居浜市PPP／PFI手法導入優先的検討方針・ 新居浜市PPP／PFI導入ガイドライン	(令和4年3月策定)

(2) 計画の概要

「第六次新居浜市長期総合計画」「新居浜市公共施設再編計画」「新居浜市文化芸術振興計画」では、市民文化センターに関する直接的な記載が掲載されている。概要は以下のとおり。

図表3 主な上位・関連計画における市民文化センターに関する記載

上位・関連計画	概要
第六次新居浜市長期総合計画	<p>【目標5】 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学びあうまちづくり</p> <p>【施策5-2】 文化芸術の振興と歴史文化の継承</p> <p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が様々な文化活動を行えるよう、環境整備、機会の拡充に努めます。 ● 老朽化した市民文化センターに代わる新たな施設整備に着手します。
新居浜市公共施設再編計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化センターは、「床面積100㎡超の施設」ということで本計画の対象施設とされている。 ● 「老朽化による市民文化センターの更新計画について検討します」とあり、「更新時期が近づいているため、2020年度までに方針決定を行います」とある。
新居浜市文化芸術振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化センターについては、「大ホールは、建物や設備の老朽化が進んでいるため、毎年の補修工事が余儀なくされています」とあり、「駐車場スペースが著しく不足しているなど、公共ホールとしての機能が不十分であることから、利用者の要望に応えきれっていない」とある。 ● 耐用年数が「残り10年を切っており、施設の今後のあり方について早急な方針決定が求められています」とある。 ● 主な取り組みとして、「新居浜文化協会や各文化芸術団体、市民文化センターやあかがねミュージアムの指定管理者等と連携し、文化芸術の鑑賞や体験教室等の充実を図る」とある。

(3) 市民文化センター周辺地域の位置付け

市民文化センターの周辺地域は、「新居浜市都市計画マスタープラン」、「新居浜市立地適正化計画」において、新居浜市の都市計画上の拠点として位置付けられている。概要は以下のとおり。

図表4 主な上位・関連計画における市民文化センター周辺地域に関する記載

上位・関連計画	概要
新居浜市 都市計画 マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ● 新居浜市における「地域の将来像」を「次世代を担う人々でにぎわい、利便性の高い都市機能を備えた安全・安心で快適に暮らせるまち」と定めている。 ● 「地域のまちづくり方針」として、「1 利便性の高い都市拠点を中心としたまちづくり」、「2 居住環境の向上」「3 地域資源を活用した居住環境の魅力向上」の3つを挙げている。 ● 市民文化センター周辺地域は、「一宮・繁本町・昭和通り周辺地区」として、「都市拠点」に位置付けられている。 ● 都市拠点については、「まち全体の都市機能の充実や広域的な集客強化に資する拠点地区として、今後も商業・業務・文化等の都市機能の充実・強化を図ります」とあり、「中心市街地を含む各拠点間の回遊・滞留性が高まるよう、各地域の資源を生かした特色あるにぎわい機能の導入や、拠点地区内の歩きたくなるまちづくり等を進め、相乗効果の高い集客拠点形成を進めていく必要があります」としている。また、「将来の都市構造の方針」の一つに、「都市拠点等における都市機能の維持・増進と連携強化」を挙げている。
新居浜市 立地適正化 計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化センター周辺は、「一宮・繁本町・昭和通り周辺地区」として「都市機能誘導区域」に指定されている。 ● 「一宮・繁本町・昭和通り周辺地区」における、都市機能誘導施設として位置付ける施設としては、病院、子育て支援施設、学校教育施設、文化ホール、社会体育施設、大型小売店舗（1,000㎡超）、市役所本庁舎が挙げられており、新たに整備・誘導を行う施設としては、活性化拠点施設（複合施設）等が挙げられている。

3. 周辺地域のエリアコンセプト

(1) エリアコンセプトの策定理由

市民文化センターが位置するエリアは、『新居浜市都市計画マスタープラン』において「都市拠点」に含まれ、『新居浜市立地適正化計画』においては「都市機能誘導拠点」に指定されているなど、本市のまちづくりにおける中核的な拠点となるエリアの一つである。

また、劇場法等の内容を踏まえると、新市民文化センターにおいては、音楽・演劇等の鑑賞機能だけでなく、「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」についても充実を図るべきである。

このような状況から、市民文化センターの整備にあたっては、施設単体の視点だけではなく、より広域的なまちづくりの視点が不可欠であると考えられる。

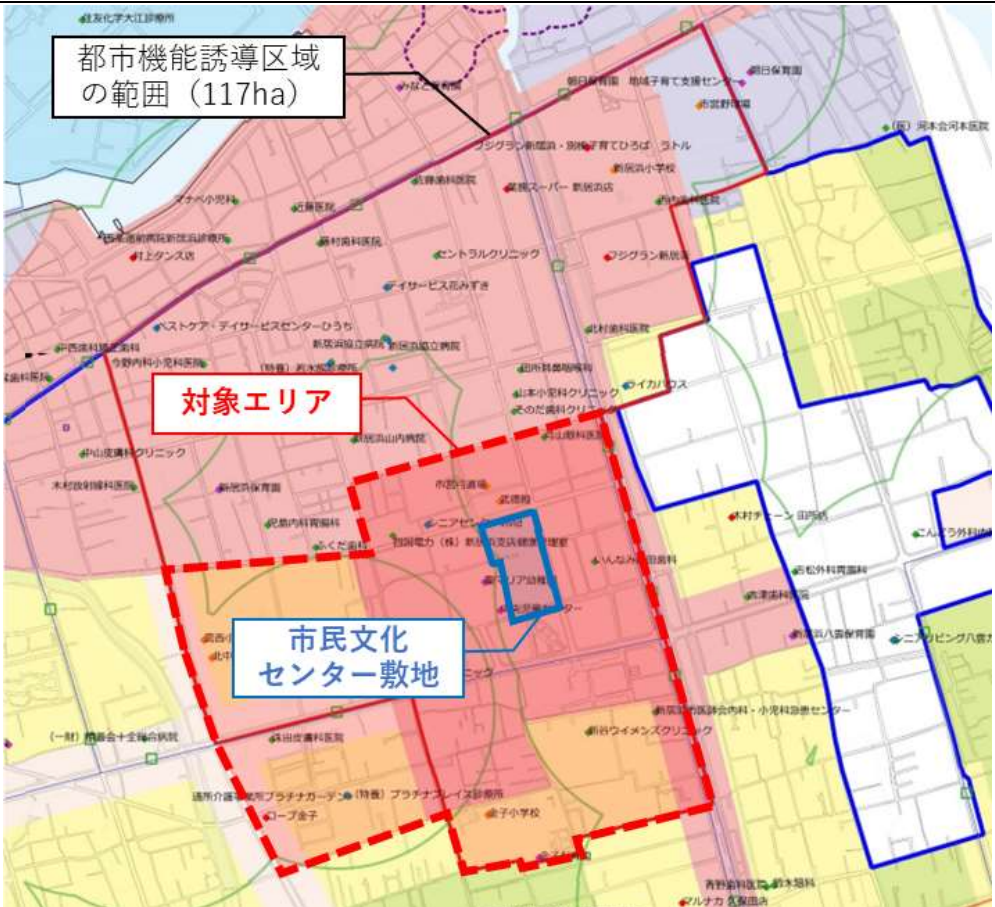
よって、本構想においては、市民文化センター整備に関する整備方針に先立ち、新市民文化センター周辺のまちづくりに関するエリアコンセプトの策定を行い、新市民文化センターの整備を通じて地域の活性化・賑わい創出を同時に図る。

(2)対象エリアの設定

エリアコンセプトにおいて対象とするエリアについては、『新居浜市立地適正化計画』における「都市機能誘導区域」の範疇を踏まえて設定した。

ただし、「都市機能誘導区域」の範囲設定においては、対象とする範囲が117haと広く、また、公共施設が集積し、市民文化センターが位置する南側と、それ以外の北側でエリアとしての性格が大きく異なることを踏まえ、以下の考え方にに基づき、「都市機能誘導区域」からさらに範囲の絞り込み・調整を行った。

図表5 範囲設定とその考え方

対象エリア	 <p>都市機能誘導区域の範囲 (117ha)</p> <p>対象エリア</p> <p>市民文化センター敷地</p>
エリア設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化センター敷地を含む都市機能誘導区域をベースに設定。 ・南側のラインに関しては、都市機能誘導区域を基本に、一部福祉施設及び社員寮、スーパー予定地を含める。 ・東西に関しても、都市機能誘導区域の設定を参考としながら、東側は楠中央通り、西側は金子山通りまでとする。 ・北側に関しては、公共施設（武徳殿、文化振興会館等）や連携が想定される民間施設（銀行等）の集積状況、また、市民文化センターとの距離等を踏まえながらラインを設定する。

(3)メインターゲットの設定と重視すべきポイント

エリアコンセプトの策定にあたり、エリア内におけるまちづくりを検討する際に重視すべきターゲットを、上位・関連計画、敷地周辺の特徴・ポテンシャル、市民庁内検討委員会の意見等を踏まえ、以下のとおり設定した。

重視すべきターゲットは、子育て世代・子ども、若者（中高生含む）、エリア内で働く人、エリア内の居住者の4グループである。

図表6 メインターゲットの導出フロー



(4) エリアコンセプトの策定にあたり重視すべきポイント

メインターゲットにとってより魅力あるエリアにすべく、メインターゲット毎に重視すべきポイントについて検討を行った。

メインターゲット毎に重視すべきポイントは以下のとおりである。

図表7 メインターゲットと重視すべきポイント

ターゲット設定	重視すべきポイント
子育て世代・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが安心・安全に遊べる、様々な文化や活動に触れられる機会がある ・ 子育て世代間や地域との交流が図りやすい（孤立しない）、日常的に憩える場所がたくさんある
若者 (中高生含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強や課外活動など、様々な活動を主体的に行える場所がある ・ 学校、家庭以外での居場所（サードプレイス）がある ・ 様々な交流ができる場、新しい価値に触れられる場所がある ・ 地域のシンボルとなる、自慢できる場所がある
エリア内で働く人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩時間や行き／帰りに立ち寄りたくなる魅力的な場所がある ・ 働くだけでなく、エリア内で様々な時間を過ごせる機会がある（食べる、読書・勉強をする、文化・スポーツ等の活動をする、地域との交流に参加する 等）
エリア内の居住者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能がそろっており、日常生活が完結する（15分都市※） ・ 日常生活を豊かにするような魅力的な場所がたくさんある <p>※ 自宅から徒歩、自転車、または公共交通機関で行ける範囲に生活に必要な都市機能がそろっているまち</p>

(5) エリアコンセプト

魅力あるエリアとするためにまちづくりにおいて重視すべきポイントの構成要素を整理し、以下のとおりエリアコンセプトを策定した。

図表8 エリアコンセプト



第3章 現状と課題等

1. 市民文化センターの現状と課題

(1) 施設の概要

現在の市民文化センターは、本館と別館より構成されている。概要は以下のとおりである。

図表9 市民文化センターの諸元

項目	内容
所在地	新居浜市繁本町8番65号
建築年	本館：昭和37年11月、別館：昭和49年8月
管理形態 (管理者)	指定管理（公益財団法人 新居浜市文化体育振興事業団） ※生涯学習センター等の一部機能は範囲外
構造	RC（鉄筋コンクリート造）
延床面積	本館：5,219㎡（建築面積3,713㎡） 別館：4,620㎡（建築面積2,166㎡）
駐車場台数	170台
ホールの概要	<p>【大ホール概要】</p> <p>座席数 1,163席</p> <p>施設面積 1,725㎡</p> <p>舞台規模 間口20m × 奥行8.6m × 高さ8m</p> <p>舞台形式 プロセニウム</p> <p>【中ホール概要】</p> <p>座席数 486席（車いす3席）</p> <p>施設面積 780㎡</p> <p>舞台規模 間口12.4m × 奥行9m × 高さ6m</p> <p>舞台形式 プロセニウム</p>
写真	 <p>(鳥瞰全景)</p>

(2)敷地の概要

市民文化センターの敷地は以下のとおりである。

図表 1 0 市民文化センターの敷地



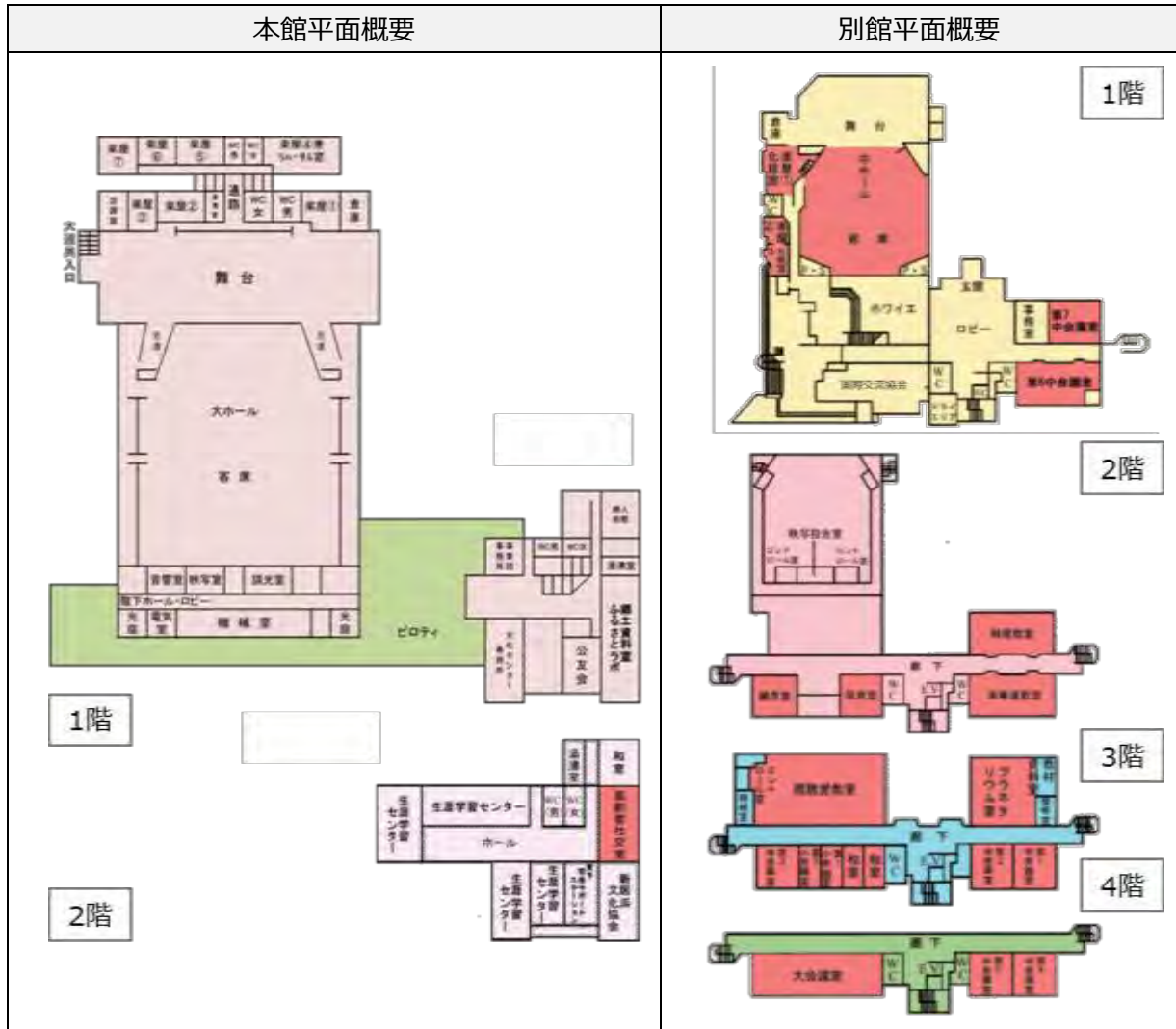
(3) 諸室の概要

本館・別館の諸室機能の一覧及び平面構成は、以下のとおりである。

図表 1 1 市民文化センター諸室一覧

本館諸室	別館諸室
大ホール	中ホール
楽屋① (17㎡)	楽屋① (19㎡)
楽屋② (20㎡)	楽屋② (20㎡)
楽屋③ (17㎡)	楽屋③ (15㎡)
楽屋④兼リハーサル室 (50㎡)	第1小会議室(25㎡・15人)
楽屋⑤ (19㎡)	第2小会議室(25㎡・15人)
楽屋⑥ (21㎡)	第1中会議室(50㎡・30人)
楽屋⑦ (21㎡)	第2中会議室(50㎡・30人)
郷土資料室ふるさとラボ	第3中会議室(50㎡・30人)
文化体育振興事業団事務室	第4中会議室(68㎡・30人)
文化センター事務所	第5中会議室(68㎡・30人)
生涯学習センター (事務室1室、研修室2室、 書庫1室)	第6中会議室(108㎡・60人)
新居浜文化協会事務所	第7中会議室(60㎡・42人)
高齢者社交室 (42㎡)	大会議室(202㎡・135人)
その他 (婦人会館・公友会事務所・東予若者 サポートステーション等)	視聴覚室(294㎡・100人)
	展示室(50㎡)
	料理教室(100㎡・25人)
	茶華道教室(100㎡・40人)
	和室①(16㎡・10人)
	和室②(16㎡・10人)
	プラネタリウム室(153㎡・72席)
	その他(事務室、国際交流協会事務所、保育 室等)

図表 1 2 本館・別館平面概要



(4) 利用状況

① 利用人員等の推移

市民文化センターにおける各諸室の利用回数、利用人員数の推移は、以下のとおりである。

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限・自粛が続き、特に令和2年度から令和3年度は利用人員等が激減している。

図表 1 3 市民文化センター各諸室の利用回数・利用人員数

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員
本館	大ホール	286	65,074	297	56,723	310	73,902	312	54,933	249	42,848	71	11,374	118	14,288
	大ホール ロビー	0	0	1	500	1	10	7	198	9	68	3	15	3	95
別館	中ホール	263	33,498	260	32,339	290	34,613	260	30,950	235	27,870	129	7,860	140	8,400
	小会議室	820	6,645	717	5,881	658	5,089	654	4,956	587	4,974	293	1,795	213	751
	中会議室	1,458	30,874	1,656	31,219	1,696	31,202	1,355	24,719	1,284	23,205	818	12,850	716	6,507
	大会議室	209	12,235	250	12,965	251	11,647	201	10,272	202	9,234	134	5,814	129	4,930
	視聴覚 教室	198	10,929	242	10,874	246	9,957	231	11,144	207	9,167	115	4,053	102	2,612
	展示室	165	2,013	196	1,820	240	1,957	242	2,212	219	1,892	115	1,005	81	314
	料理教室	86	1,042	117	971	117	737	90	805	83	592	18	39	48	67
	茶華道 教室	83	884	109	1,125	119	1,083	90	830	80	524	31	147	53	104
	和室	134	470	208	636	226	424	152	283	170	360	60	79	104	72
	プラネタ リウム	55	522	60	479	78	513	81	465	112	763	62	373	32	244

以下、利用状況等については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用状況が平時と大きく異なる令和2年度、令和3年度を分析の対象から除き、平成27年度から令和元年度までの5か年を分析範囲とする。

② 大ホール・中ホールの稼働状況

市民文化センターにおける大ホール・中ホールの稼働状況は以下のとおりである。

大ホールの方が中ホールよりも稼働率が高いことがわかる。また、**大ホールの稼働率は、令和元年度を除けば稼働率7割以上と非常に高い稼働率で推移していることがわかる。**なお、令和元年度の稼働率が減少しているのは、駐車場不足のために、平成31年1月より、大中ホールの同時利用は行わないことを定めたことが理由と考えられる。

なお、このような運用上の工夫を行ってはいるものの、一定規模以上のイベントでは、駐車場が不足する事態が頻繁に発生しており、新市民文化センターの建設にあたっては、十分な収容能力を持った駐車場の確保が優先課題の一つであると考えられる。

また、令和元年度における入場者800人以上の大規模イベントは21件、内1,000人以上は9件あり、1,000席以上のイベントを開催できるような施設には一定の需要があることがわかる。

図表 1 4 大ホール・中ホールの稼働率の推移



図表 1 5 大ホールの稼働率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数 (人)	65,074	56,723	73,902	54,933	42,848
貸出可能日 (日)	333	359	349	359	356
利用日数 (日)	245	256	267	254	231
稼働率 (%)	73.6%	71.3%	76.5%	70.8%	64.9%

図表 1 6 中ホールの稼働率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数 (人)	33,498	32,339	34,613	30,950	27,870
貸出可能日 (日)	306	359	359	318	322
利用日数 (日)	212	234	252	220	202
稼働率 (%)	69.3%	65.2%	70.2%	69.2%	62.7%

③ 会議室等の稼働状況

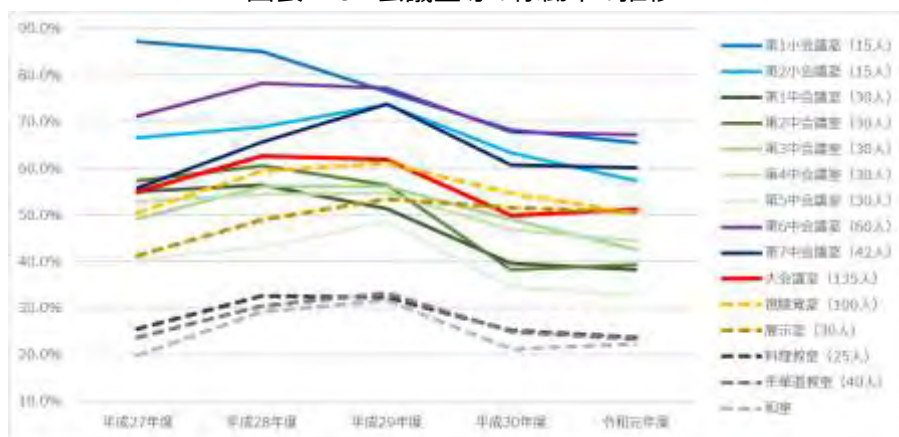
市民文化センターにおける会議室等の稼働状況は以下のとおりである。料理教室・茶華道教室・和室といった特定用途以外で活用しづらい室を除き、50%前後かそれ以上の比較的高い稼働率を維持していることがわかる。第1～5会議室は稼働率がやや低くなっているが、同規模の会議室が5室あるために、利用が分散された結果、稼働率が低くなっているものと考えられ、中会議室の需要自体は他の会議室と同等にあるものと考えられる。

また、会議室等は、多くの団体が出演するイベント時の控室、研究大会等の分散会会場にも活用されており、会議室等の室数の多さは、市民文化センターの強みの一つになっていると考えられる。

図表 1 7 会議室等の稼働率

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			平均
	利用可能日	利用日数	稼働率	利用可能日	利用日数	稼働率	利用可能日	利用日数	稼働率	利用可能日	利用日数	稼働率	利用可能日	利用日数	稼働率	
第1小会議室 (15人)	357	311	87.1%	359	305	85.0%	359	274	76.3%	359	245	68.2%	356	233	65.4%	76.4%
第2小会議室 (15人)	352	234	66.5%	359	247	68.8%	359	264	73.5%	359	227	63.2%	356	204	57.3%	65.9%
第1中会議室 (30人)	349	192	55.0%	359	202	56.3%	359	184	51.3%	359	142	39.6%	356	136	38.2%	48.1%
第2中会議室 (30人)	342	196	57.3%	359	217	60.4%	359	202	56.3%	359	137	38.2%	356	140	39.3%	50.3%
第3中会議室 (30人)	346	170	49.1%	359	201	56.0%	359	201	56.0%	359	176	49.0%	356	151	42.4%	50.5%
第4中会議室 (30人)	341	180	52.8%	359	195	54.3%	359	196	54.6%	359	168	46.8%	356	158	44.4%	50.6%
第5中会議室 (30人)	340	137	40.3%	359	155	43.2%	359	174	48.5%	359	124	34.5%	356	116	32.6%	39.8%
第6中会議室 (60人)	353	251	71.1%	358	280	78.2%	358	276	77.1%	357	242	67.8%	356	239	67.1%	72.3%
第7中会議室 (42人)	332	185	55.7%	358	235	65.6%	358	264	73.7%	359	218	60.7%	356	214	60.1%	63.2%
大会議室 (135人)	343	188	54.8%	356	223	62.6%	356	220	61.8%	359	179	49.9%	356	182	51.1%	56.0%
視聴覚室 (100人)	349	176	50.4%	359	213	59.3%	359	219	61.0%	359	196	54.6%	356	179	50.3%	55.1%
展示室 (30人)	345	142	41.2%	356	174	48.9%	356	190	53.4%	359	185	51.5%	356	180	50.6%	49.1%
料理教室 (25人)	330	84	25.5%	359	117	32.6%	359	116	32.3%	358	90	25.1%	356	84	23.6%	27.8%
茶華道教室 (40人)	339	80	23.6%	359	109	30.4%	359	119	33.1%	359	89	24.8%	356	83	23.3%	27.0%
和室	339	67	19.8%	354	103	29.1%	354	112	31.6%	359	76	21.2%	356	79	22.2%	24.8%
合計	5,157	2,362	45.8%	5,372	2,647	49.3%	5,372	2,664	49.6%	5,382	2,239	41.6%	5,340	2,132	39.9%	45.2%

図表 1 8 会議室等の稼働率の推移



④ 大ホールの利用目的の傾向

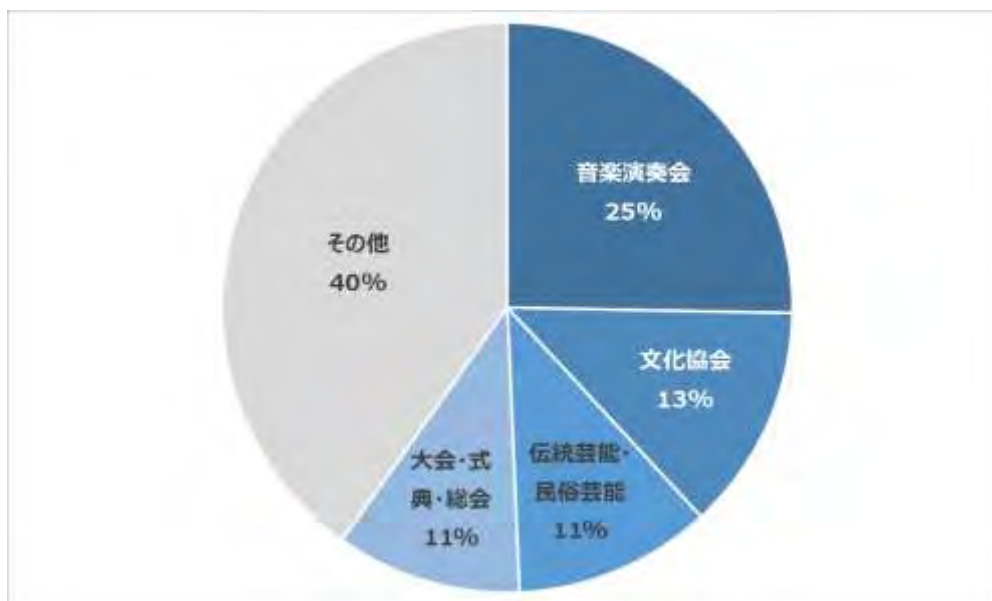
平成27年度から令和元年度における、大ホールの利用目的の分布は以下のとおりである。直近5年間の利用目的では、特に音楽演奏会の割合が高く、全体の4分の1を占めていることがわかる。

図表 1 9 大ホールの利用目的（平成27年度～令和元年度）

利用目的	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和元 年度			合 計	割 合
	回数	平日	休日	回数	平日	休日	回数	平日	休日	回数	平日	休日	回数	平日	休日		
01 会議・研修会	8	7	1	8	7	1	18	7	11	11	4	7	7	5	2	52	3.6%
02 教室・講座	1	0	1	1	0	1	12	11	1	13	12	1	14	13	1	41	2.8%
03 音楽演奏会	78	34	44	75	31	44	86	39	47	87	38	49	42	17	25	368	25.3%
04 歌謡	6	4	2	9	5	4	6	1	5	12	9	3	6	4	2	39	2.7%
05 カラオケ	9	0	9	12	1	11	2	0	2	4	0	4	2	0	2	29	2.0%
06 演劇	0	0	0	11	6	5	4	3	1	3	3	0	8	3	5	26	1.8%
07 演芸	13	5	8	7	2	5	3	1	2	7	3	4	4	2	2	34	2.3%
08 民謡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
09 バレエ・ダンス・舞踊	14	4	10	14	6	8	20	9	11	9	6	3	13	6	7	70	4.8%
10 ミュージカル	2	2	0	3	2	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	8	0.6%
11 講習会・説明会	1	1	0	3	1	2	9	7	2	7	7	0	9	8	1	29	2.0%
12 講演会	5	4	1	4	4	0	5	5	0	6	6	0	1	0	1	21	1.4%
13 大会・式典・総会	25	15	10	43	26	17	23	15	8	32	17	15	30	14	16	153	10.5%
14 映画会	3	1	2	3	0	3	3	2	1	1	0	1	2	0	2	12	0.8%
15 伝統芸能・民俗芸能	74	68	6	65	60	5	4	4	0	9	3	6	11	4	7	163	11.2%
16 その他	11	10	1	8	5	3	88	77	11	60	59	1	56	55	1	223	15.3%
17 文化協会	36	21	15	31	22	9	26	19	7	50	37	13	43	28	15	186	12.8%
合 計	286	176	110	297	178	119	310	201	109	312	204	108	249	159	90	1,454	100.0%

※ グラフ・表に表記した割合は、表記の一桁下の位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。
(以下同じ)

図表 2 0 大ホールの利用目的ごとの割合（平成27年度～令和元年度平均）



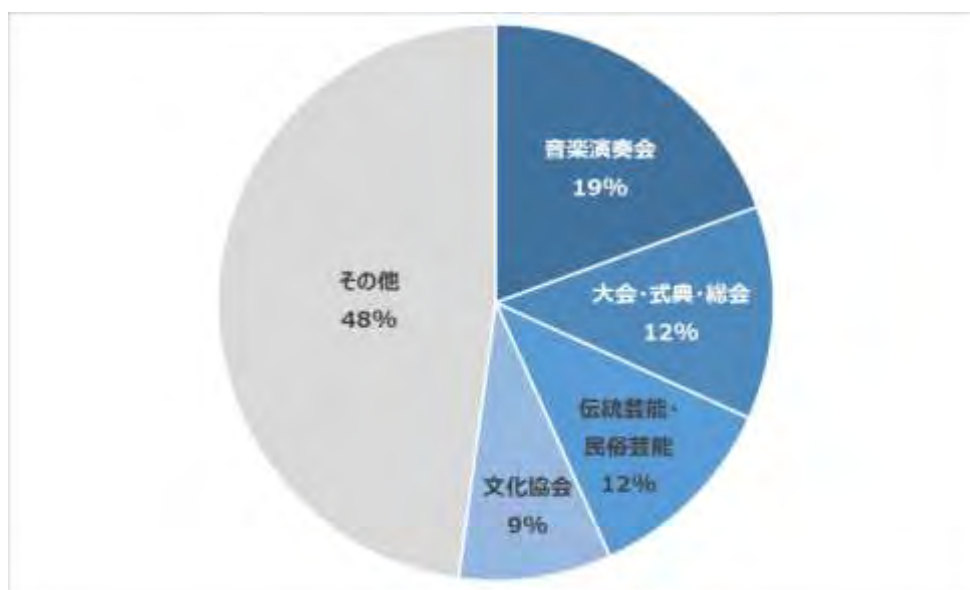
⑤ 中ホールの利用目的の傾向

平成27年度から令和元年度における、中ホールの利用目的の分布は以下のとおりである。利用目的の傾向は大ホールと類似しているものの、大ホールと比べるとより多目的に利用されていることがわかる。

図表 2 1 中ホールの利用目的（平成27年度～令和元年度）

利用目的	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			合計	割合
	回数	平日	休日	回数	平日	休日	回数	平日	休日	回数	平日	休日	回数	平日	休日		
01 会議・研修会	16	11	5	19	14	5	21	11	10	11	8	3	12	9	3	79	6.0%
02 教室・講座	14	14	0	11	9	2	18	16	2	16	15	1	18	15	3	77	5.9%
03 音楽演奏会	57	23	34	51	16	35	54	21	33	47	18	29	45	21	24	254	19.4%
04 歌謡	11	9	2	15	11	4	10	10	0	14	10	4	11	8	3	61	4.7%
05 カラオケ	16	2	14	15	2	13	24	3	21	16	0	16	8	0	8	79	6.0%
06 演劇	9	6	3	6	3	3	6	2	4	11	5	6	11	4	7	43	3.3%
07 演芸	12	5	7	9	2	7	2	1	1	9	6	3	10	7	3	42	3.2%
08 民謡	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.1%
09 バレエ・ダンス・舞踊	3	1	2	8	3	5	9	3	6	6	3	3	12	5	7	38	2.9%
10 ミュージカル	4	2	2	0	0	0	3	3	0	4	2	2	4	2	2	15	1.1%
11 講習会・説明会	12	12	0	9	9	0	13	13	0	21	21	0	15	15	0	70	5.4%
12 講演会	8	5	3	14	9	5	10	5	5	9	6	3	15	12	3	56	4.3%
13 大会・式典・総会	16	12	4	52	37	15	39	28	11	30	19	11	25	15	10	162	12.4%
14 映画会	2	0	2	3	1	2	2	1	1	6	3	3	3	0	3	16	1.2%
15 伝統芸能・民俗芸能	44	36	8	26	22	4	30	25	5	31	24	7	19	11	8	150	11.5%
16 その他	3	3	0	4	4	0	32	23	9	5	3	2	5	1	4	49	3.7%
17 文化協会	36	28	8	18	6	12	16	5	11	24	11	13	22	8	14	116	8.9%
合計	263	169	94	260	148	112	290	170	120	260	154	106	235	133	102	1,308	100.0%

図表 2 2 中ホールの利用目的ごとの割合（平成27年度～令和元年度平均）



2. 市内外の類似施設の状況

(1) 市内類似施設の概要

新市民文化センターの整備にあたっては、既存施設との役割分担に十分留意する。

中でも類似施設であるあかがねミュージアムの多目的ホール(250席)・展示室・音楽スタジオ、ワクリエ新居浜の音楽スタジオ、文化振興会館の研修室・調理実習室・和室、ウイメンズプラザの多目的ホール(300席程度)・講習室・研修室・調理室、総合科学博物館の多目的ホール(294席)・プラネタリウム等、現在の市民文化センター建設後に整備された施設との機能分担については、今後十分検討する。

なお、あかがねミュージアムの多目的ホールは、椅子が可動式で平土間にもなる小ホールであり、反響板を必要としない音楽発表会や演劇、ダンス・映画会等に利用されており、市民文化センターとは概ね機能分担ができているものとみられる。

本市内における市民文化センターの類似施設は下表のとおりである。

図表 2 3 市内類似施設の概要

施設名	主要機能	概要
あかがねミュージアム (新居浜市総合文化施設及び新居浜市美術館)	多目的ホール250席 ✓ 客席ロールバック ✓ 音響、照明設備 有 ✓ グランドピアノ 1台 スタジオ1 (リハーサル室) スタジオ2 ✓ ドラムセット、キーボード等 カフェ・ミュージアムショップ 屋内ステージ・屋外ステージ 太鼓台ミュージアム にいはまギャラリー シアター (360°全周映像) アート工房 (展示・創作スペース) 市民ギャラリー 展示室1 展示室2 陶芸窯1台	平成27年に開館し、美術館を中心に、多目的ホール、太鼓台ミュージアム、にいはまギャラリー (歴史文化の展示や学習)、芸術創作の場であり、作品展示の場となるアート工房などからなる複合施設です。また、駅前に位置する公共公益施設として、市民要望の多いカフェ、ショップ等の機能を持ちます。
ワクリエ新居浜	キッチンスタジオ ✓ 電気設備あり (IH・電子レンジ) 多目的室	令和3年6月1日に開館し、北館・南館・若宮食堂・体育館・グラウンドがあり、0才～100才までの4世代型の施設として、新たに誕

施設名	主要機能	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グランドピアノあり 地域交流スタジオ キッズスタジオ コワーキングルーム リカレントルーム クラフトルーム スタジオ奏 (A.B.C.D計4室) <ul style="list-style-type: none"> ✓ A室 吸音板のみ ✓ B室 グランドピアノ ✓ C室 マイク4本・スピーカー・ギターアンプ・パワードミキサー・ベースアンプ ✓ D室 ドラムセット 体育館 <ul style="list-style-type: none"> ✓ グランドピアノあり 運動場 わくわく広場 	<p>生しました。イオンなどの商業施設が周辺に集まっており、市民の活動の場として、利用されています。</p>
新居浜市文化振興会館	<ul style="list-style-type: none"> 研修室(5室) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 洋室1室 (144人) ✓ 和室4室 (32人・85人各2室) 調理実習室1室 講師控室2室 	<p>平成5年に建設され、研修室は茶華道や着物着付など各種団体の定例会等で使用される他、市内在住学生等の合宿研修等、多くの方々に利用されています。また、災害発生時には避難所としても利用されます。</p>
ウイメンズプラザ (新居浜市立女性総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> 多目的ホール (312人) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 音響設備有 ✓ 照明設備無 ✓ グランドピアノ1台 軽運動室 講習室・研修室4室 調理室 和室2室 OA室 <ul style="list-style-type: none"> ✓ パソコン14台 託児室 (11人) 相談室・図書室 	<p>平成2年に、女性の社会参加の促進、能力の開発及び女性労働者の福祉の増進を図るための拠点施設として建設されました。多くの女性が集い、共に学び就業生活や家庭生活に必要な情報収集、提供をはじめ健康づくり、知識技能の習得や相談業務などを実施しています。ホールは多目的に運動や講演会等で、講習室等は各種団体や市民サークルの皆さんが趣味や学習の場として</p>

施設名	主要機能	概要
	各種団体連絡室 展示コーナー	利用されています。
愛媛県総合科学博物館	多目的ホール294席 ✓ 音響、照明設備有 ✓ グランドピアノ1台 控室1 控室2 第1研修室（96人） 第2研修室（30人）	平成6年11月に開館し、多目的ホールは主にピアノの発表会、各種講演会等で使用。また各研修室は、各種団体の会議や研修等で使用され、多くの方々に利用されています。

(2) 市外類似施設の概要

本市市外における市民文化センターの類似施設は下表のとおりである。

近隣市の類似施設との関係を見ると、西条市総合文化会館、四国中央市しこぢゅ〜ホール、観音寺市民会館はいずれも、大ホールの規模が1,000席から1,200席に集中していることがわかる。

新市民文化センターの整備にあたっては、上記のような状況を踏まえ、同規模のホールを整備するのではなく、規模においても近隣市の類似施設との差別化を図る。

図表 2 4 市外類似施設の概要

施設名	概要
西条市総合文化会館	敷地面積 : 13,933㎡ 延床面積 : 8,513㎡ 席数 : 大ホール1,152席、小ホール398席 開館 : 平成8年 駐車場 : 120台 建設費 : 約50億円
西条市丹原文化会館	敷地面積 : 22,972㎡ 延床面積 : 4,503㎡ 席数 : 大ホール892席、小ホール200席 開館 : 平成5年 駐車場 : 400台 建設費 : 約30億円
四国中央市しこぢゅ〜ホール	敷地面積 : 21,056㎡ 延床面積 : 5,986㎡ 席数 : 大ホール1,007席、小ホール212席等 開館 : 令和元年 駐車場 : 357台 建設費 : 約48億円
四国中央市土居文化会館（ユ-ホール）	敷地面積 : 7,002㎡ 延床面積 : 6,798㎡ 席数 : 513席 開館 : 平成8年 駐車場 : 246台 建設費 : 約19億円
今治市公会堂	敷地面積 : 13,228㎡（市庁舎と共用） 延床面積 : 2,372㎡ 席数 : 1,002席

施設名	概要
	開館 : 昭和33年 駐車場 : 135台 建設費 : 7,600万円
愛媛県民文化会館 (松山市)	敷地面積 : 23,569㎡ (本館全体) 延床面積 : 41,651㎡ 席数 : メインホール3,000席、サブホール1,000席 開館 : 昭和61年 駐車場 : 303台 (本館全体) 建設費 : 約180億円
松山市民会館	敷地面積 : 6,651㎡ 延床面積 : 9,949㎡ 席数 : 大ホール1,825席、中ホール583席、小ホール200席 (可動式) 開館 : 昭和40年 駐車場 : 40台 (全館共用) 建設費 : 約6億円
松山市総合コミュニティ センター	敷地面積 : 8,901㎡ (全体で28,842㎡) 延床面積 : 14,006㎡ 席数 : 988席 (固定席506席、移動席482席) 開館 : 昭和61年 駐車場 : 東駐車場97台、西駐車場151台 建設費 : 約72億円
観音寺市民会館 (ハイスタッフホール)	敷地面積 : 19,306㎡ 延床面積 : 8,799㎡ 席数 : 大ホール1,200席、小ホール334席 開館 : 平成29年 駐車場 : 会館駐車場379台 (併設の市営駐車場168台 (無 料)) 建設費 : 約61億円
多度津町サクラートた どつ (多度津町民会館)	敷地面積 : 6,184㎡ 延床面積 : 5,381㎡ 席数 : 1,018席 開館 : 平成4年 駐車場 : 屋内18台、屋外44台 建設費 : 約27億円

施設名	概要
坂出市民ホール	敷地面積 : 12,577㎡ 延床面積 : 2,328㎡ 席数 : 802席 開館 : 昭和49年 駐車場 : 専用駐車場なし、市営駐車場(25台) 建設費 : 約5億円
丸亀市(仮称)みんなの劇場	敷地面積 : 約7,200㎡ 延床面積 : 11,136㎡ 席数 : 大ホール 1,317席(固定)、小ホール265席(固定) 開館 : 令和7年予定 建設費 : 約137億円(予定)
丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス大ホール	敷地面積 : 24,218㎡ 延床面積 : 4,891㎡ 席数 : 1,086席(1階無可動664席・2階固定422席) 開館 : 平成8年 駐車場 : 500台 建設費 : —
高松市文化芸術ホール(サンポートホール高松)	敷地面積 : 9,047㎡ 延床面積 : 21,677㎡(地下2階地上7階建のうち、地上7階部分契約面積) 席数 : 大ホール1,500席(1階席829席・2階席292席・3階席379席)、第1小ホール312席、第2ホール308席(平土間使用時は500席) 開館 : 平成16年 建設費 : 約192億円
香川県県民ホール(レグザムホール)(高松市)	敷地面積 : 11,240㎡ 延床面積 : 27,820㎡ 席数 : 大ホール 2,001席(1階1,359席・2階392席・3階250席)、小ホール807席(1階585席・2階222席) 昭和63年 開館 : 専用駐車場なし 駐車場 : — 建設費 : —

3. 事例調査

(1) 事例視察概要

市民文化センターに類似するホール施設の現状、課題等を、視察を通して把握し、新市民文化センターの基本構想・基本計画検討の参考とすることを目的に、視察による事例調査を実施した。

調査概要・視察スケジュールは以下のとおり。

図表 2 5 事例視察の概要

施設名称	諸室名称
調査目的	市民文化センターに類似するホール施設の現状、課題等を視察を通して把握し、新市民文化センターの基本構想・基本計画検討の参考とする。
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の建設について <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年月日、建設手法、沿革、建設費用(財源)、施設の年間収支(令和元年(コロナ前)、令和3年) 2. 施設の特徴等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設のコンセプト特徴、ターゲット等、市内外の類似・近隣施設との機能・役割分担の状況 3. 運営面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設・駐車場の稼働状況、利用料の決定の考え方、運営体制の特徴、市民の運営への参加状況、自主事業の頻度・内容、若年層の施設の利用状況 4. ハード面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設で便利に感じている点/不便に感じている点、不足している施設等、複数施設を同時利用する場合の課題等（遮音や駐車場など）

図表 2 6 事例視察スケジュール等

日程	参加者	施設名
令和4年8月3日(水)	委員13名 事務局5名	①西条市総合文化会館
		②愛媛県県民文化会館
令和4年9月3日(土)	委員13名 事務局8名	③しこちゅ〜ホール（四国中央市市民文化ホール）
		④観音寺市民会館(ハイスタッフホール)

(2) 調査結果概要

① 西条市総合文化会館

西条市総合文化会館の概要は以下のとおりである。

図表 2 7 施設概要


項目	内容	
施設名	西条市総合文化会館	
延床面積	8,513㎡	
席数	大ホール：1,152席 小ホール：398席	
駐車場	120台	
施設の建設について	<p>(1) 建設年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工期 平成6年3月～平成8年3月 開館日 平成8年4月1日 <p>(2) 建設手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来型手法 (行政が資金調達、設計、建設を実施) <p>(3) 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年4月1日開館 平成18年9月1日から指定管理者制度導入 令和3年度から5期目 (令和3年4月1日-令和8年3月31日 5年間) 指定管理者 アクティオ株式会社 <p>(4) 建設費用(財源)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費 62億357万円 (内用地費 12億605万円) 	
施設の特徴等	<p>(1) 施設のコネプト、特徴、ターゲット等</p> <p>「豊かな心を育てる文化の創造拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> 一流の芸術文化を鑑賞し、文化芸術活動を積極的に展開する文化芸術の拠点として、生涯学習の拠点として建設、音楽を中心に演劇・映画・集会などに対応する多目的ホール <p>(2) 市内外の類似、近隣施設との機能・役割分担の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条市丹原文化会館は、和太鼓講習会、吹奏楽クリニック、ピアノマラソンなど市民参加型事業の拠点として機能 	
運営面	<p>(1) 利用料の決定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日 公共施設使用料の見直し(値上げ) <p>(2) 運営体制の特徴、市民の運営への参加状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から指定管理者制度を導入 <p>(3) 自主事業の頻度・内容</p>	

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度 9事業（内2事業 共催） ・ 令和3年度 7事業（内2事業 共催） <p>(4) 若年層の施設の利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「西条市文化会館市民参加型事業」の各催し、ピアノを使ったさいじょう市民リレーコンサート、高校生による創作ダンスフェスティバルに若年層が出演
ハード面	<p>(1) 施設で便利に感じている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共用部の段差解消、駅から近い、近くにCVSがある、ホテルが近くにある <p>(2) 施設で不便に感じている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場が狭い、プロセニウムが可変式であればよい、仮設分電盤が客席側がない、座席にPA席を設置する際のコードの差し込み位置、出演者（楽屋口）・搬入車両（搬入口）と来場者車両の動線が共通、事務所の冷暖房は施設冷暖房から独立したパッケージエアコンがよい、水道が自動水栓のため停電時に水道が使えない、開けたドアに隠れる電気のスイッチが不便、鳥害に対する対策が必要、事務所から正面玄関が見えない <p>(3) 不足している施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷物を預かるスペース、出演者のための喫煙室、来場者のための喫煙（分煙）スペース <p>(4) 複数施設を同時利用する場合の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大ホールと小ホールとの同時稼働時の遮音、主催者が異なる際の駐車台数、技術スタッフの手配、電気使用量、駐車場整理係の配置

② 愛媛県県民文化会館

愛媛県県民文化会館の概要は以下のとおりである。

図表 2 8 施設概要

項目	内容	
施設名	愛媛県県民文化会館	
延床面積	41,651㎡	
席数	大ホール：3,000席 小ホール：1,000席	
駐車場	303台（本館全体）	
施設の建設について	<p>(1) 建設年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開館日 本館：昭和61年4月13日 ・ 別館：平成18年7月16日 <p>(2) 建設手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来型手法 ※行政が資金調達、設計、建設を実施 <p>(3) 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和61年4月13日開館 ・ 平成18年7月26日別館開館 ・ 平成31年4月1日から令和2年3月31日 大規模改修のため、本館閉館 	
施設の特徴等	<p>(1) 施設のコセプト、特徴、ターゲット等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内最大の公共ホールとして、県内外の大会・集会・展示会等の会場を提供し、コンベンション産業の振興と地域経済の活性化を図るとともに、優れた音楽、演劇等の一流芸術の鑑賞機会の提供と地方文化の創造に寄与する。 <p>(2) 市内外の類似、近隣施設との機能・役割分担の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松山市民会館とコミセンとは、客席数による役割分担がある。 	
運営面	<p>(1) 利用料の決定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度導入前の利用料を踏襲して決定 <p>(2) 運営体制の特徴、市民の運営への参加状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人 愛媛県文化振興財団が指定管理者として運営 <p>(3) 自主事業の頻度・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の例【共催事業】 ・ 特撰落語会 三遊亭円楽・林家たい平二人会 ・ 稲川淳二の怪談ナイト ・ スターダンサーズ・バレエ団公演 ・ 秋の特別公演 古典への誘い ・ ディズニー・オン・クラシック～まほうの夜の音楽会～ 他 	

項目	内容
	(4) 若年層の施設の利用状況 ・ 特定の年齢層に偏ることなく利用されている
ハード面	(1) 施設で便利に感じている点 ・ 県民プラザが広く設置されている点 (2) 施設で不便に感じている点 ・ 遮音不足 ・ 駐車場不足 (3) 不足している施設等 ・ 学会開催時に、会議室が不足する点 ・ アイテムえひめのような展示スペースがない点 (4) 複数施設を同時利用する場合の課題等 ・ 遮音不足 ・ 駐車場不足

③ しこちゅ〜ホール（四国中央市市民文化ホール）

しこちゅ〜ホールの概要は以下のとおりである。

図表 2 9 施設概要


項目	内容	
施設名	しこちゅ〜ホール（四国中央市市民文化ホール）	
延床面積	5,986㎡	
席数	大ホール：1,007席 小ホール：212席	
駐車場	357台	
施設の建設について	<p>(1) 建設年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月24日竣工 <p>(2) 建設手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来型手法 ※行政が資金調達、設計、建設を実施 <p>(3) 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年9月 基本構想の策定 ・平成24年3月 基本設計・実施設計業務委託 ※ 建設工事に係る入札 3回の不調 ・平成26年11月 基本計画の策定 ・平成27年3月 基本設計・実施設計業務委託 ・平成28年9月 建設工事請負契約締結 ・平成31年4月 市民文化ホール竣工 ・令和元年8月 開館 <p>(4) 建設費用(財源)</p> <p>建設費 63.7億円 ※用地買収費・備品費含む</p> <p>特定財源：合併特例債58.6億円</p>	
施設の特徴等	<p>(1) 施設のコンセプト、特徴、ターゲット等</p> <p>基本理念：「産業と文化が融合し、人を育む、四国のまんなかキャンパスホール」</p> <p>特徴：四国中央市の財産である「紙」をコンセプトとして、「紙」をイメージしたデザインを採用</p> <p>(2) 市内外の類似、近隣施設との機能・役割分担の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土居文化会館(客席500席)があるが、大ホール(1,007席)と小ホール(217席)の間であり、中ホールとして活用 	
運営面	<p>(1) 利用料の決定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費を基に、1㎡・1時間あたりの単価を算出、貸し出す諸室の面積と貸出時間を掛け、また、貸し出す諸室の性質別負担割合を必然性、市場 	

項目	内容
	<p>性の2軸から、受益者と市の負担割合を設定し、算出</p> <p>(2) 運営体制の特徴、市民の運営への参加状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員OBを中心とした、NPO法人四国中央市公共施設管理運営センターが指定管理者として運営※非公募 ・ しこちゅ〜ホール支援隊員（ボランティアスタッフ） ・ 受付支援隊22人、舞台支援隊5人 <p>(3) 自主事業の頻度・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度 18事業（コロナで延期・中止した事業を含まず） ・ 令和2年度 17事業（同上） ・ 令和3年度 8事業（同上） ・ 令和4年度 23事業（同上 ※視察時点で未実施分を含む） <p>(4) 若年層の施設の利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校、高等学校の吹奏楽部の練習(夏休み)及び定期演奏会 ・ 幼児向け、ファミリー向けコンサートなど ・ バンド練習
ハード面	<p>(1) 施設で便利に感じている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターチェンジから400m ・ 交通の利便性がよいため、中四国に支店等がある企業の会議や、その他集会・展示会の利用が多い <p>(2) 施設で不便に感じている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理面を考えた収蔵庫の配置 ・ 駐車場不足（大ホールでのコンサート時など） <p>(3) 不足している施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小人数に対応できる会議室 ・ 舞台周りの倉庫 <p>(4) 複数施設を同時利用する場合の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大ホールでのコンサート開催日は、他の施設の利用に影響がある（遮音） ・ 大ホール、小ホールで違うイベントを開催した場合に舞台 ・ 技術スタッフが不足

④ 観音寺市民会館（ハイスタッフホール）

観音寺市民会館（ハイスタッフホール）の概要は以下のとおりである。

図表 3 0 施設概要

項目	内容	
施設名	観音寺市民会館（ハイスタッフホール）	
延床面積	8,799㎡	
席数	大ホール：1,200席 小ホール：334席	
駐車場	会館駐車場379台 (+併設市営駐車場168台)	
施設の建設について	<p>(1) 建設年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開館日 平成29年4月1日 <p>(2) 建設手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来型手法 ※行政が資金調達、設計、建設を実施 <p>(3) 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和45年に建設された旧観音寺市民会館は1,560席の大ホール、500人収容の中ホールのほか、大小会議室7室を併設した施設 ・ 老朽化が進む中、平成22年度に耐震診断を実施 ・ 大規模改修の方向性も探ったが、ライフサイクルコスト等の面から建て替えが望ましいと判断 <p>(4) 建設費用(財源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館 63.5億円/駐車場 1.1億円 ・ 財源：社会資本整備総合交付金 8.9億円、合併特例債 45.8億円 	
施設の特徴等	<p>(1) 施設のコンセプト、特徴、ターゲット等</p> <p>基本理念：「音を観るまちにふさわしい市民会館」</p> <p>① 施設内の回遊性と既存施設との融合：旧小学校の屋内運動場を回収した平土間式の多目的ホールを大ホールと小ホールで囲むコンパクトな配置</p> <p>② 設備設計・環境配慮：大・小ホールともに床吹き出し空調を採用、LED照明の積極的な採用</p> <p>③ 舞台・音響設計：大ホール 中空レールによる懸垂走行式反射板を採用。音響反射板を折り込み構造とすることで、オケ規模に応じたセットパターンに柔軟に対応</p> <p>(2) 市内外の類似、近隣施設との機能・役割分担の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽芸術に特化したホールと多目的ホールの組合せにより、様々な催事に対応。特に小ホールの音響効果が優れ、演者・来場者双方から好評。 ・ 大ホールは1,200席のキャパにより、著名なアーティストを呼ぶことも可能。 	

項目	内容
運営面	<p>(1) 利用料の決定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホール、会議室等の利用料は近隣類似施設の状況を参考に算出、検討している。 <p>(2) 運営体制の特徴、市民の運営への参加状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 穴吹エンタープライズ(株)と(株)四国舞台テレビ照明がグループを組成し、管理運営を行っている。民間企業による運営のため、チケットもぎり等の市民ボランティアは採用していない。 ・ 開館当初より「こどもミュージカル」を立ち上げ、運営。 ・ 練習日の受付業務や本番当日の運営サポートを保護者会が担っている <p>(3) 自主事業の頻度・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間10公演程度（劇団四季ミュージカル、落語、クラシックコンサート、大衆演劇など） <p>(4) 若年層の施設の利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音大卒業生のグループ、若手音楽グループが年間数回コンサートに利用 ・ 長期休暇期間やコンクール時期には、高校の吹奏楽や合唱の練習利用が多い催し物に観客として参加することの方が多い
ハード面	<p>(1) 施設で便利に感じている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料駐車場（会館380台、まちなか160台）、JR観音寺駅から徒歩3分の立地、事務所で空調、照明の一括操作(舞台照明除く)、会議室を楽屋として使用できる動線、旧小学校の体育館を多目的ホールとし、大・小ホールと直結していて、リハ室、大人数の楽屋替わりになる <p>(2) 施設で不便に感じている点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの数・場所、1階共用部分のトイレの個数、正面玄関の車寄せロータリーがない、事務所内が狭い、駐車場との段差 <p>(3) 不足している施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽・ダンス等の練習を目的とした専用リハーサル室、風除室、授乳室等の設備、喫煙所、道路標識、建物周辺の監視カメラ（特に建物裏部分） <p>(4) 複数施設を同時利用する場合の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の数（満車になった場合、近隣に有料駐車場がない）、楽屋の数（昼食会場等の確保）、大・小ホール同時催事開催の時の動線、待機場所の問題

4. 市民意見・関係団体等意見の調査

(1) 市民意見・関係団体意見の調査概要

市民意見・関係団体意見の調査は、市民文化センターの利用状況の把握、新しく整備する市民文化センターに対する意向等を把握し、基本構想・基本計画検討の基礎資料とするために、以下の3つの方法で実施した。

図表 3 1 市民意見・関係団体等意見に関するアンケート概要

調査名	調査概要	
市民WEB アンケート	対象	新居浜市在住者 新居浜市に通勤通学している人
	方法	WEBアンケート（新居浜市のホームページ上）
	期間	令和4年6月1日から6月20日まで
	回答数	1,091サンプル
	調査項目	回答者の属性、市民文化センターの利用状況、新しい市民文化センターに対する意向
利用団体 アンケート	対象	新居浜市内の文化団体
	方法	直接配付・回収/郵送配付・回収アンケート
	期間	令和4年5月23日から6月20日まで
	回答数	62団体/83団体 回答率74.7%
	調査項目	活動分野、活動や発表の場所、市民文化センターの利用状況、新しい市民文化センターへの意向
市政モニター アンケート	対象	市政モニター（188人、男性91人/女性97人）
	方法	郵送・Eメールアンケート
	期間	令和4年7月1日から7月15日まで
	回答数	175人（回答率93.1%）
	調査項目 概要	回答者の属性、市民文化センターの利用状況、新しい市民文化センターに対する意向

(2) 市民意見・関係団体意見の新しい市民文化センターに対する意向

調査結果はいずれの調査においても似た傾向が見られた。その概要は以下のとおり。

① ホールの規模

新しい市民文化センターのホールの規模については、いずれの調査においても現在以上の規模を求める意見が多かった。一方で、現在より小規模でよいとする意見はいずれの調査でも1割未満という結果だった。

図表 3 2 ホールの規模に関する市民意見・関連団体意見



② 駐車場の規模

新しい市民文化センターにおける駐車場の規模については、いずれの調査においても現在の駐車場より多くの収容台数を求める意見が多く、300台以上を希望する意見が約6割を占めた。

図表 3 3 駐車場の規模に関する市民意見・関連団体意見



③ 観たい・聴きたい演目

新しい市民文化センターにおいて鑑賞したい演目については、「オーケストラ・吹奏楽」「ポップス・ロック」「演劇・ミュージカル」「合唱・声楽」「落語・コント・漫才・マジック」といった多様な回答がみられた。

図表 3 4 観たい・聴きたい演目に関する市民意見・関連団体意見（複数回答可）

	市民アンケート (n=1091)	利用団体アンケート (n=62)	市政モニターアンケート (n=175)
1位	ポップス・ロック (59.2%)	オーケストラ・吹奏楽 (61.3%)	オーケストラ・吹奏楽 (58.3%)
2位	オーケストラ・吹奏楽 (56.7%)	演劇・ミュージカル (58.1%)	ポップス・ロック (57.1%)
3位	演劇・ミュージカル (51.7%)	歌舞伎・狂言 (43.5%)	演劇・ミュージカル (52.6%)
4位	合唱・声楽 (33.9%)	合唱・声楽 (38.7%)	落語・コント・漫才・マジック (42.9%)
5位	落語・コント・漫才・マジック (33.5%)	和太鼓 (35.5%)	講演会・シンポジウム等 (39.4%)

④ 隣接・併設するとよい施設

新しい市民文化センターにおいて、隣接・併設するとよい施設については、いずれの調査においても、「レストラン・カフェ」「リハーサル室」「練習室」「中ホール」「会議室・研修室」を挙げる回答が多かった。

図表 3 5 隣接・併設してほしい施設に関する市民意見・関連団体意見（複数回答可）

	市民アンケート (n=1091)	利用団体アンケート (n=62)	市政モニターアンケート (n=175)
1位	レストラン・カフェ (62.1%)	中ホール (67.6%)	レストラン・カフェ (64.6%)
2位	リハーサル室 (45.8%)	リハーサル室 (61.3%)	中ホール (44.6%)
3位	練習室 (40.8%)	レストラン・カフェ (54.8%)	リハーサル室 (43.4%)
4位	中ホール (39.5%)	会議室・研修室 (51.6%)	託児室 (37.7%)
5位	会議室・研修室 (35.8%)	練習室 (40.3%)	会議室・研修室 (32.6%)

第4章 施設整備の基本的な考え方

1. 市民文化センターの整備方針

(1) 市民文化センター整備の方向性の検討

市民文化センターの整備方針の策定にあたり、エリアコンセプトの実現、市民意見・関連団体意見、公共施設の複合化、周辺施設・文化芸術団体との関係性の4つの観点から、以下のとおり市民文化センター整備に関する「15の方向性」を策定した。

図表3-6 検討の観点と「15の方向性」

検討の観点	方向性	内容
エリア コンセプトの 実現	1	ホールを使う人だけでなく、子育て世代をはじめすべての市民が日常的に利用し、思い思いの時間を過ごせる場所とする。
	2	子どもや若者が日常的に、または様々な活動を通して何かに出会える場所とする。
	3	家・職場・学校等以外に、多様な活動・交流を生み、世代間交流を促進する場所とする。
	4	新居浜の未来をつくる、まちのシンボル、まちづくりを先導する場所とする。
	5	バリアフリーやユニバーサルデザイン、環境に配慮するとともに、市民の安心・安全を支える場所とする。
市民意見・ 関連団体 意見	6	市民の様々な活動を支える拠点、多目的ホールとしての機能を引き続き果たす。
	7	公共ホールとしての規模・機能の強化をとおし、より魅力のある施設として整備することで、質の高い芸術や興行の誘致を可能とする。
	8	近隣他市の施設にはない現施設の強みを活かすため、引き続き会議室等を一定数整備する。
公共施設の 複合化	9	貸館だけでなく、自ら企画し、新しい文化を発信する拠点としても機能する。
	10	中央公園と一体となった憩い、交流の場を創出する。
周辺施設・ 文化芸術 団体との 関係性	11	その他生涯学習施設等と連携した活動の場を提供する。
	12	一宮神社等と連動した、中心市街地における緑の拠点としての機能を果たしていく。
	13	学校や企業との連携のハブになる施設・機能を果たしていく。
	14	あかがねミュージアムやワクリエ、文化振興会館、ウイメンズプラザ等の他施設との適切な役割分担・連携を図る。
	15	引き続き、新居浜文化協会をはじめとする文化芸術団体と連携を図りながら、文化の振興を図る。

(2) 市民文化センター整備方針

市民文化センター整備に関する「15の方向性」を踏まえ、以下のとおり、4つの市民文化センター整備方針を策定した。

図表3-7 市民文化センター整備方針

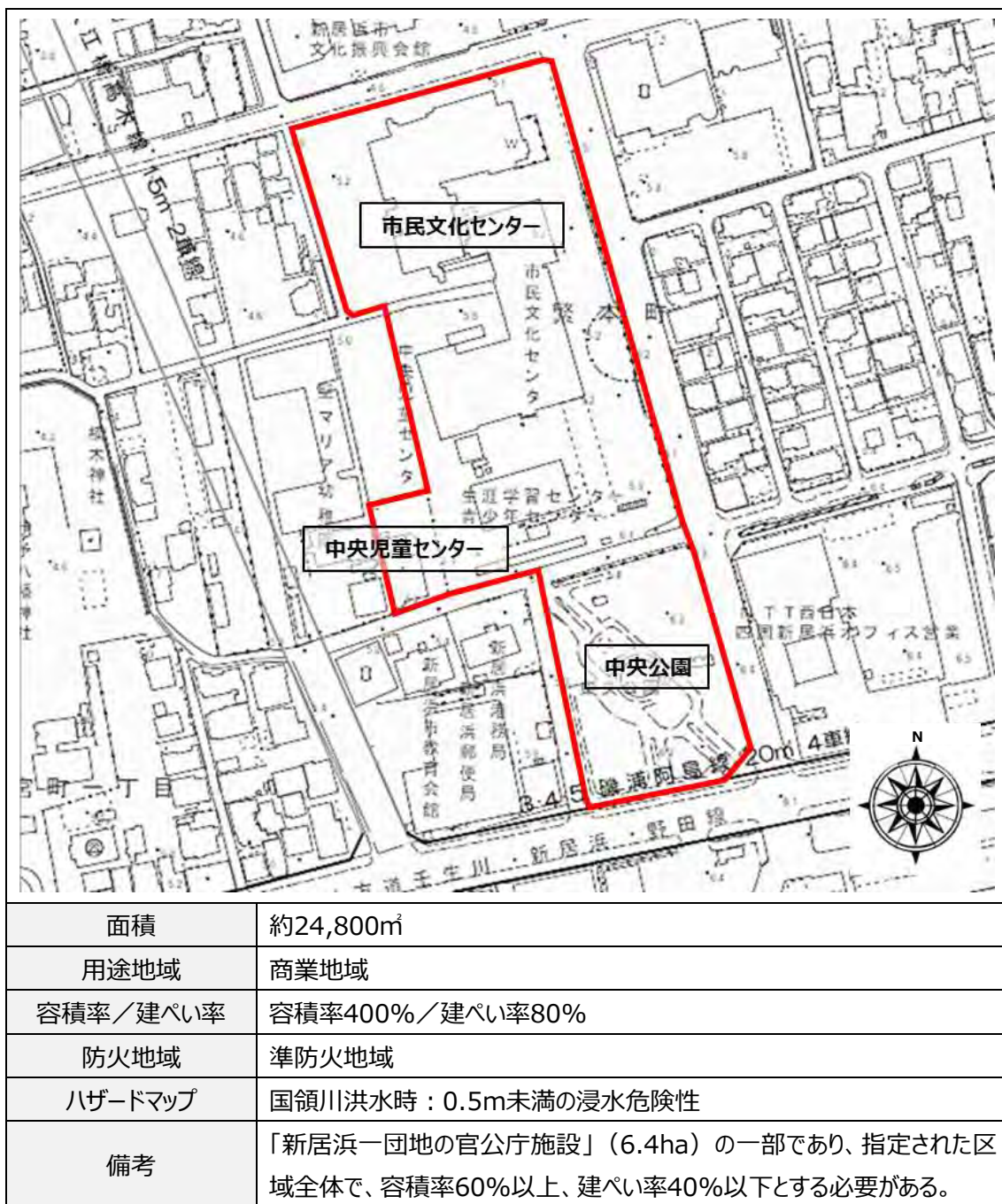
方針1：市民の多様な活動を支える拠点	方向性1、2、3、6、8、11
<ul style="list-style-type: none">● ホールを中心とした複合施設として、文化活動を中心に、様々な市民ニーズに対応する● 日常においても、思い思いの時間を過ごせる場所、サードプレイスとして機能する	
方針2：市民が利用しやすく、質の高い文化・芸術に気軽に触れることができる拠点	方向性7、9
<ul style="list-style-type: none">● 市の文化振興の中心施設として、市民が質の高い芸術に触れられる機会を提供する● 新しい文化の発信を積極的に行う文化創造の拠点としても機能する	
方針3：まちに開かれた交流と連携の拠点	方向性1、2、3、10、13、14、15
<ul style="list-style-type: none">● 中央公園との一体性等の特徴を生かし、まちに開かれた施設とすることにより、日常的に様々な人を呼び込む● 子育て世代をはじめとした多様な世代が集い世代間交流を促進する拠点、学校、企業等様々な主体が連携できる拠点とする● 他の公共施設との適切な役割分担・連携を図る	
方針4：エリアの魅力づくり・まちづくりを先導する拠点	方向性4、5、12
<ul style="list-style-type: none">● 新居浜の未来をつくるまちのシンボルとして、エリアの魅力向上に寄与する● バリアフリーやユニバーサルデザイン、環境等の面で、まちづくりを先導する施設とする	

2. 新市民文化センターに必要な機能と考え方

(1) 事業範囲

エリアコンセプトを踏まえ、事業範囲は現在の市民文化センター敷地だけではなく、中央公園や中央児童センターも含めた以下の範囲とする。

図表 3 8 市民文化センター整備に関する事業範囲



(2) 施設規模及び構成

新市民文化センターの基本的な機能イメージ（案）は以下のとおりである。

図表 3 9 新市民文化センター機能イメージ図（案）



① ホールエリア

大ホールは、芸術性と専門性の高い公演から市民の練習・発表まで、多様な用途へ対応する。

座席は、鑑賞のしやすさを重視したゆとりのある広さとし、席数は、市民アンケートでは現在以上の規模を求める意見が多いこと、興行として行われることの多いポップス・ロック等のニーズが高く、プロモーターからは1,500席程度を希望する声があること、近隣市のホールとの差別化を図ること等から、1,200席から1,500席までの範囲で検討を行うものとする。

舞台は、プロセニウム形式で様々な演目に対応できる十分な広さと舞台設備とし、楽屋や搬入などを充実させることで、プロから市民まで使いやすい施設とする。

中ホール等に関しては、使い勝手の観点から整備を求める意見もあったが、視察等の結果、大ホールと同時利用した際の駐車場の不足や遮音・振動といった課題が生じること、平成27年度にあかがねミュージアムにおいて小劇場を整備済みであること等から、新市民文化センターでは設けないうこととし、代替施設として、多機能に使えるマルチスペース(後述)を設けるものとする。

また、大ホールは多層構造とし、一階のみ使用する場合には、中ホールとして活用ができる計画とする。

表 4 0 大ホール関連諸室

大ホール	舞台	舞台
		備品庫・ピアノ庫
		搬入ヤード
	楽屋	楽屋・楽屋事務室
		更衣室・シャワー室
		給湯室・洗濯室
		楽屋トイレ
	客席	客席・車いす席
		親子室
	ホワイエ	ホワイエ
		主催者控室（小会議室）
		トイレ
	技術諸室	調整室
		ピンスポット室・シーリング室

② 活動支援エリア

市民の日常的な芸術文化活動を支援するエリアとして活動支援エリアを設け、文化や活動に触れられる場所とする。中央公園との繋がりを重視して整備することで、鑑賞や参加への敷居を下げ日常的な賑わいを生み出すことを重視する。

マルチスペースは、ホールへの遮音性能を確保するとともに、大ホールの舞台以上の面積でリハーサル室を兼ね、小規模なコンサートや会議・展示等にも対応できる仕様とする。

その他、会議室等を、数・大きさ・位置・設備・遮音性を考慮して検討するものとし、あかがねミュージアムやワクリエ新居浜、ウイメンズプラザ、文化振興会館など近隣公共施設との機能分担を考慮して設置する。

③ 交流連携エリア

誰もが気軽に訪れ、幅広い世代の市民の多様な交流の場を設ける。

中央公園につながる開放的なロビー・交流学习スペース・軽飲食可能スペース等を設け、市民が日常的に利用でき、思い思いの時間を過ごせる場所とする。

また、文化協会、国際交流協会等の事務所スペースを確保し、連携を図る。

④ 管理運営エリア

施設全体の維持管理を行うエリアとして、事務室等を設けることとし、施設毎の開館時間の違いに対応できるよう検討する。

⑤ 複合施設機能

既存施設に入居する生涯学習センター及び隣接する児童センター機能等を複合用途とすることで、スペースの共用によるコンパクト化を図り、世代を超えた交流・連携が生まれるようにする。

⑥ 屋外スペース／中央公園

既存中央公園の面積を確保した上で、施設と連続するオープンスペース、中心市街地における緑の拠点、子どもや子育て世代をはじめ、多様な世代の人々が憩い・楽しめるスペースとして、中央公園の配置変更も含めて検討を行う。

また、敷地形状が細長いことから、庇のある出入口を複数設け、周辺からのアクセスに配慮する。

(3) 施設規模

市民のニーズに対応できるよう、施設の規模については基本計画において検討する。共用できるスペースの検討や市内の他施設との役割分担を考慮することで、延床面積を抑制する。

(4) 駐車場・駐輪場

現状の駐車場台数は170台であり、大ホールでのイベント時には開演30分前には満車となることが多く、補足的に市役所等周辺の駐車場を利用している実状から、駐車場の一定数確保は優先課題に挙げられている。本市の利用交通手段の状況は自動車の利用割合が高いこと、市民アンケートにおいて300台以上を希望する意見が6割以上を占めること等を踏まえると、駐車場の収容台数は、最低でも300台以上とし、400台以上を確保できるよう検討する。

また、歩車分離により安全性を確保するとともに、大型車両を考慮して車寄せ・搬入動線を検討する。さらに、周辺に学校が多く、若年層の利用拡大を図ることから、駐輪場の台数・位置に配慮して計画する。

(5) 施設配置

細長い敷地形状を踏まえ、中央公園の形状変更も視野にいれて、歩行者・各種車両動線に配慮し、大規模公演後の渋滞に配慮した配置計画とする。

建物内では、観客・出演者・搬出入などの動線に配慮した、明確で合理的なゾーニングを検討する。

なお、新市民文化センターの整備にあたっては、別館を利用しながら建設できるよう、ローリング計画を十分検討する。

(6)施設整備における配慮事項

① 安心・安全

歩車分離を徹底するものとし、市役所からの歩行者も多いことから、歩道を十分に確保する。
また、災害時には物資集積所等として機能する等、安心安全な施設となるよう整備を行う。

② 利便性・快適性

ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行う。自由な時間を過ごせる場所、生活の中でのサードプレイス、新しい価値に触れられる場所として整備し、魅力あるエリアとする。

③ 経済効率性

建替え計画の検討について工夫する。
ライフサイクルコストを重視して整備する。

④ 環境

屋上の緑化・太陽光発電パネルの設置・地中熱の利用、その他の先進的な環境負荷低減対策の導入を検討し、環境へ配慮した施設とする。

⑤ デザイン・特色

エリアの特性を活かしたゾーニングと、新居浜らしさを表現したデザインでまちのシンボルとなる場所を整備する。

⑥ エリア内での役割

学校や企業との連携のハブになる施設、「Hello! NEW 新居浜CAMPUS」というエリアコンセプトを実現する拠点施設として、従来のホールの機能を備えながら、地域に開かれた魅力を創出する施設とする。

第5章 管理・運営の基本的な考え方

1. 管理・運営の基本的な考え方

市民文化センターは、劇場法や新居浜市文化芸術振興計画の理念、各種検討委員会の意見、興行可能性調査の結果などから、多様な文化・芸術活動の受け皿として、また、質の高い文化・芸術に触れられる本市の拠点としての機能を果たすことが求められる。また、エリアコンセプト「Hello! NEW 新居浜CAMPUS」実現のための中核拠点として、前述した4つの整備方針の実現に向けて、まちに開かれたオープンな施設として、さまざまな人たちが気軽に立ち寄り、憩い、交流できるエリアの魅力づくりを先導することが求められる。

その実現に向けて、これまでの貸館利用を中心とした運営から、市民や団体とともにさまざまな事業を企画・開催し、発信する運営へと方向性を転換していく。また、文化ホールに関する機能に加えて、生涯学習センター、中央児童センター、中央公園などと複合的・一体的な整備を行うことから、それらの管理や運営においては、様々な主体と連携しながら、複合化・一体化の効果の最大化を図る。

なお、管理・運営の具体的な計画については、本構想の考え方を踏まえて、今後、基本計画や管理・運営計画を策定する過程において、詳細を検討する。

2. 事業の実施方針

(1) 貸館事業

貸館事業とは、市民や利用団体、興行主催者などが施設を借り、主体となって行う事業で、現在の市民文化センターでは貸館事業が利用の中心となっている。

大ホール・中ホールともに、同時利用ができない状況下においても、70%近い稼働率があり、貸館利用に相応のニーズがある。また、会議室においても、文化団体を中心に多くの団体・市民に利用されており、部屋によって稼働率に違いはあるものの、特に第1・第2小会議室や第6・第7中会議室、大会議室、視聴覚室では6～8割の稼働率となっている。

そのため、新市民文化センターにおいても、それらの利用ニーズにできる限り対応し、「市民の多様な活動を支える拠点」としての役割を果たしていく。

(2) 自主事業

自主事業とは、施設の運営主体が主体となって企画・実施する事業で、現在の市民文化センターでは、年間に数件程度の実施にとどまっている。

新市民文化センターでは、「市民が利用しやすく、質の高い文化・芸術に触れることができる拠点」として、館主催事業や他の主体との共催事業など、さまざまな事業を積極的に企画・運営し、子どもや若者、子育て世代、高齢層など、さまざまな人が気軽に訪れ、文化や芸術を楽しめる機会を提供することを目指す。

また、新居浜市の中心部という立地特性、学校や企業の集積、中央公園との一体性や複数施設との複合施設など、立地や施設の特徴を生かし、人々が楽しめる催事を企画・開催し、エリアの魅力向上を図る。

3. 市民参画・協働のあり方

ホール施設における市民参加・協働のあり方には、以下の図に示すように、ホールが主催する公演などに鑑賞者として参加する方法をはじめ、参加型事業への参加、施設運営への参加など、参加のレベルに応じたさまざまな関わり方がある。

このあり方を踏まえつつ、新市民文化センターが多くの市民に親しまれ、より一層身近な施設となることを目指し、今後、市民参画の関わり方のレベル、それに応じた市民参画・協働を推進する仕組みを検討する。

図表 4 1 市民参画・協働のあり方

鑑賞者として参加	<ul style="list-style-type: none">●施設が主催する公演などに鑑賞者として参加する●「友の会」などの組織に参加し、公演事業を積極的に鑑賞する
参加型事業への参加	<ul style="list-style-type: none">●施設の創作事業に出演者やスタッフとして参加する●講座やワークショップなどの体験型事業に参加する
施設運営への参加	<ul style="list-style-type: none">●施設が主体となって実施する事業の補助役として参加し、会場案内、場内アナウンス、個別事業のサポート、写真・ビデオ撮影などのサポートを行う
事業企画・運営への参加	<ul style="list-style-type: none">●施設が実施する事業の企画制作に関わったり、市民自らが事業の企画を立て、運営・実践する（準備組織等がホール運営主体となるケースもある）
事業評価への参加	<ul style="list-style-type: none">●施設が行う事業や運営内容について、有識者などで組成する評価委員会などに市民も参画し、ホール事業・運営に対する評価を行う

4. 利用・貸出規則

施設の開館日や開館時間、利用の区分、利用予約の受付方法、使用料の設定、減免制度のあり方など、新市民文化センターの利用規則等については、現状・課題や市民ニーズ、複合する機能との関係性などを踏まえつつ、利便性の一層の向上に資するよう、今後の検討において具体化を図る。

第6章 事業手法の考え方

1. 事業手法の考え方

近年、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、財政の健全化が課題となっている。

一方で、市民ニーズは高度化・複雑化が進み、公共サービスの質の向上と財政負担の低減の達成が求められている。

これらを背景に、効果的・効率的な公共施設の整備等を進めるためには、公共施設の整備等に民間資金、経営能力を活用していくことが重要であるとの考えのもと、本市においても、令和4年3月に、「新居浜市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」及び「新居浜市PPP/PFI導入ガイドライン」を策定している。

新市民文化センターの整備、管理・運営において導入する事業手法については、上記ガイドラインに沿って検討を行う。

図表 4 2 直営手法と主な官民連携手法

手法の名称	概要
直営手法	行政が施設整備に必要な資金を調達し、自らが施設全体の設計・建設、維持管理・運営を行う手法
DB・DBO手法	DBは民間事業者が施設の設計、建設を一括して発注する手法（DB Design Buildの略称） DBOは、民間事業者が施設の設計、建設に加えて、維持管理・運営も一括発注を行う手法（DBO Design Build Operateの略称）
PFI手法	公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、PFI法に基づいて実施される手法（PFI Private Finance Initiativeの略）
指定管理者制度	民間事業者等を指定管理者に指定し、公の施設の利用料金の設定及び収受、使用許可等を含む管理権限を条例に基づき指定管理者に委ねることで、「公の施設」の維持管理・運営について、民間の能力及びノウハウを活用する制度

2. 財源の確保

立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力向上の取組等に対して、総合的・集中的な支援を行う「都市構造再編集中支援事業」等、効果的な補助金・交付金制度の活用を検討する。

3. 事業スケジュールについて

市民文化センター本館が、令和9年度に耐用年数の65年を迎えることを踏まえ、令和10年度から既存施設の解体を含めた新市民文化センターの整備工事に着手し、令和13年度の供用開始を目標とする。本構想策定以降の具体的な事業スケジュールについては、基本計画において検討する。

官民対話検討事案概要書

【松前町】

項目	記入欄
1. 団体名	松前町
2. 事業名	(仮称) 松前町社会教育施設整備事業
・事業内容 ※事業の内容をご記入下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松前総合文化センター（以下「文化センター」）の改修工事 ホール、外壁、設備更新、省エネ（ZEB）、内装等 ・ 文化センター、ふるさとライブラリー（図書館）及び松前公園（体育館含む）の運営管理 ・ 将来的な松前公園体育館の改修工事 体育館、グラウンド設備、屋外遊具、テニスコート等
・事業実施で重視する点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育施設・有料公園施設の行政サービス向上及び民間事業者の創意工夫による収益化 ・ 民間事業者のノウハウを活かした合理的な改修工事によるコストダウン ・ 隣地大型商業施設（エミフルMASAKI）との連携
・事業の種類 ※該当する番号に○(複数可)	1. 新設 2. 建替え ③.改修 ④.管理運営のみ 5. 公有地活用 6. 包括委託 ⑦.その他（コンセッション）
・施設等の用途	文化センター：ホール、図書館、展示室、研修（会議）室、アトリエ、調理実習室など 松前公園：公園（グラウンド、子供広場、老人広場広場）、体育館（アリーナ、トレーニング室、卓球場、ラウンジ）、テニスコート
3. サウンディングの目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場性調査（本案件に対する関心の有無） ・ 望ましい事業範囲及びスケジュールの確認 ・ 事業化検討（導入可能性調査前）の課題整理 ・ 文化センター改修工事の望ましい官民の分担
4. 事業対象地の概要	
① 所在地(交通情報含む)	文化センター：伊予郡松前町大字筒井633番地 松前公園：伊予郡松前町大字筒井638番地※両施設は隣接 【車の場合】 松山自動車道「松山IC」「伊予IC」より…約10分 松山空港より…約20分 松山市中心部より…約20分 【電車の場合】 伊予鉄道 郡中線「松前駅」より…徒歩約7分 JR予讃線「北伊予駅」または「伊予横田駅」より…車で約10分
② 敷地面積	文化センター： 5,620.63㎡ 松前公園 : 44,316.83㎡

③ 土地利用上の制約	文化センター：第一種住居地域（建蔽率60%・容積率200%） 松前公園：第二種住居地域（建蔽率60%・容積率200%）都市 計画法による都市施設（都市公園）	
④ 所有者	両施設ともに松前町	
⑤ 周辺施設等	松前町役場、松前町総合福祉センター、町立松前中学校、エミフルMASAKI（大型商業施設）、伊予鉄道（松前駅・古泉駅）、国道56号	
⑥ 対象地周辺の一般的なイメージ	行政施設やエミフルMASAKI（大型商業施設）が隣接している松前町の中心部	
⑦ その他 （上記項目以外の情報、 特徴、留意すべきこと等）		
5. 対象施設の概要		
5-1. 建物	既存	整備後(予定)
① 施設名称	文化センター 松前公園	ネーミングライツ検討
② 施設の延床面積	文化センター：5,525.96㎡ 松前公園：5,314.46㎡	民間事業者の提案によるが、基本的には変更しない予定
③ 建物の構成（構造、階数）	文化センター：RC造4階建 松前公園（体育館）：SRC造3階建	民間事業者の提案によるが、基本的には変更しない予定
④ 主な施設の内容、導入機能	社会教育施設 （施設等の用途のとおり）	
⑤ 運営状況 （運営主体、事業手法等）	文化センター及び松前公園は同一指定管理者による管理運営（R7まで）	R8より選定事業者による管理運営
⑥ その他 （上記項目以外の情報、 特徴、留意すべきこと等）		改修により安全性確保や設備更新だけでなく、バリアフリーや省エネ（ZEB）化も検討中
5-2. インフラ系 （上下水道、道路等）	既存	整備後(予定)
① 施設名称		
② 規模、能力等		
③ 運営状況 （運営主体、事業手法等）		
④ その他 （上記項目以外の情報、		

特徴、留意すべきこと等)		
6. 事業環境		
① 人口、高齢化率	松前町の人口：30,474人（令和5年8月末） 高齢化率：31.3%（令和3年度版松前町統計書）	
② 対象地周辺の人口構成	0～14歳：13.3% 15～64歳：55.1% 65歳以上：31.3% （令和3年度版松前町統計書）	
③ 市民意見等	未調査	
7. 事業関連		
① 現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の改修費用が見込まれている ・収益化できる施設のポテンシャルを有効活用できていない 	
② 目的、考え方・基本方針	<p>【コストダウン】 文化センターは建設から35年が経過し、設備の更新だけでなく、バリアフリーや省エネなど時代に合わせた改修が必要となっているが、相当の改修費用が見込まれる。そこで、従来の直営整備にはない民間事業者のノウハウを活かしながら運営事業者目線の改修・整備を行うことで、コストダウンを図りたい。</p> <p>【バリューアップ】 必要最低限の改修ではなく、会議室等の統廃合及び統廃合により空いた部屋や稼働率の低い部屋を収益の見込める施設に改修するなど、全面的なリニューアルを目指したい。そのために、必要な行政サービスを提供しながら、民間事業者のアイデアやデザイン性を柔軟に受け入れ、新たな用途（カフェ・ショップ等）で付加価値を高め（バリューアップ）、施設の稼働率を上げ収益を生む施設としていきたい。</p> <p>【地域活性化】 官民連携を図っていくうえでは地元事業者の活躍が必須である。改修に関する建設業だけではなく、運営事業者としても地元事業者に積極的に関わっていただきたいと考える。また、隣接している愛媛県内最大の商業施設エミフルMASAKIとの連携も検討していきたい。</p>	
③ 前提条件		
④ 事業スケジュール(案)	令和5年度：建物状況調査（文化センターのみ）	
	令和6年度：導入可能性調査＋事業者選定	
	令和7年度以降：事業者選定	
	令和8年：選定事業者による改修工事及び管理運営の開始	
8. 対話内容 ※意見・提案を求める内容をご記入ください。	①市場性調査（本案件に対する関心の有無） ②望ましい事業範囲（対象施設：文化センター及び松前公園、文化センターのみ／対象業務：改修及び運営、改修のみ、運営の	

	み等) と、その際に想定される事業スキーム・事業期間 ③改修+コンセッション方式の可能性 ④事業に対する望ましいオプション (運営権対価の時限的な免除等) ⑤改修工事を検討する上で提示を必要とする情報 (図面、設備の 状況、石綿調査等) ⑥改修工事に係る官民の分担 ⑦ZEBの認定取得の可能性、課題
9. 対話を希望する業種 ※該当する番号に○(複数可) 注)希望する業種の事業者の参加を確約するものではありません。	①. 設計 ②. 建設 ③. ビル管理 4. 金融 5. 保険 6. 不動産 ⑦. 運営 ⑧. その他 (まちづくり、物販 (書店)、イベント企画、飲食、松前町内業者全般)

■ 関連情報

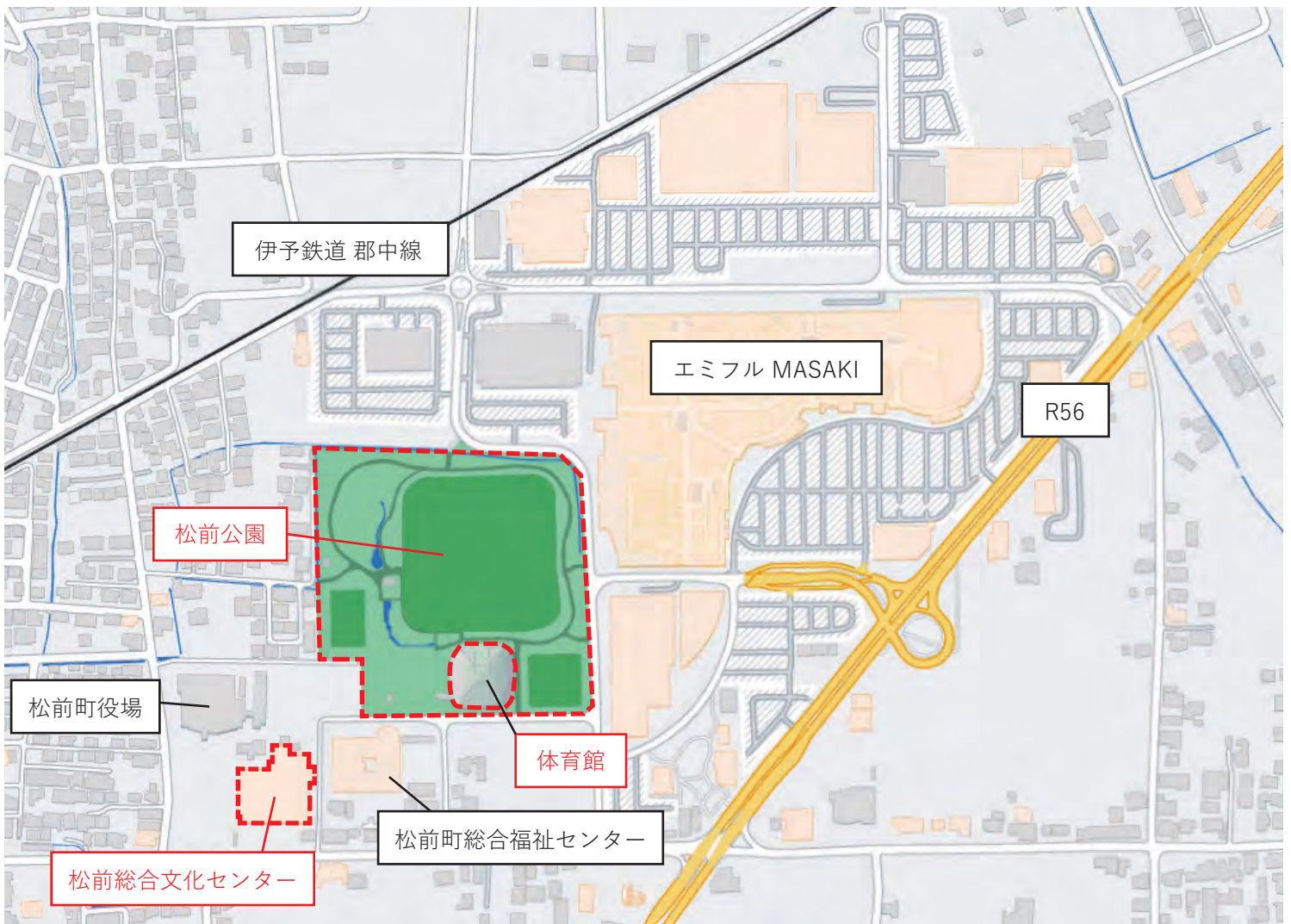
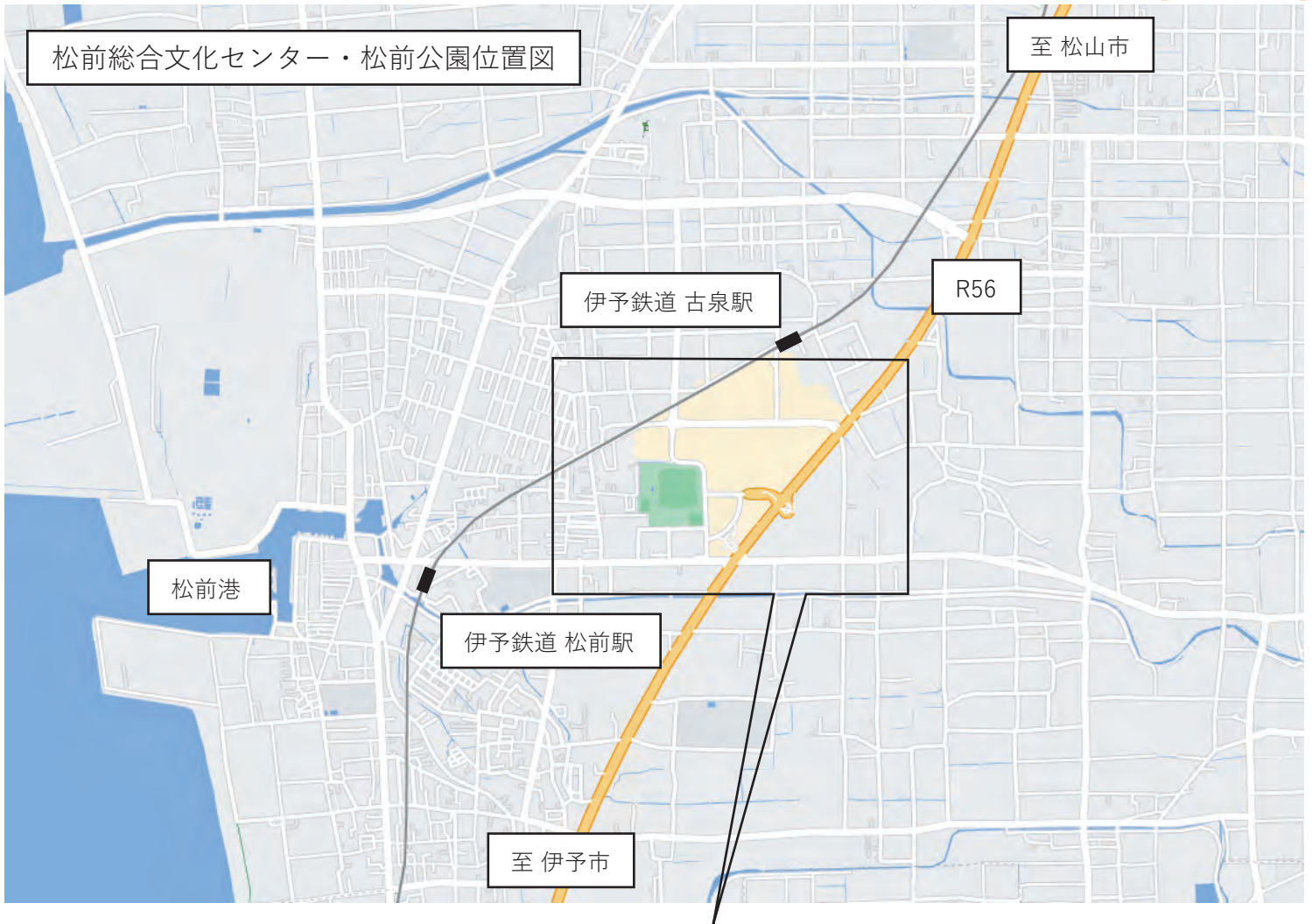
関連情報 ※添付資料	1. 松前総合文化センター・松前公園 位置図 2. 松前総合文化センター・松前公園 平面図・立面図 3. 松前総合文化センター・松前公園 現況写真 4. 松前総合文化センター及びふるさとライブラリーの概要 5. 松前総合文化センター及び松前公園の現況 (事業収支、施設稼働など) ※現在準備中 6. パフレット (松前総合文化センター) 7. パンフレット (松前公園) 8. その他 (HP https://www.i-masaki.jp/)
----------------------	--

■ 連絡先

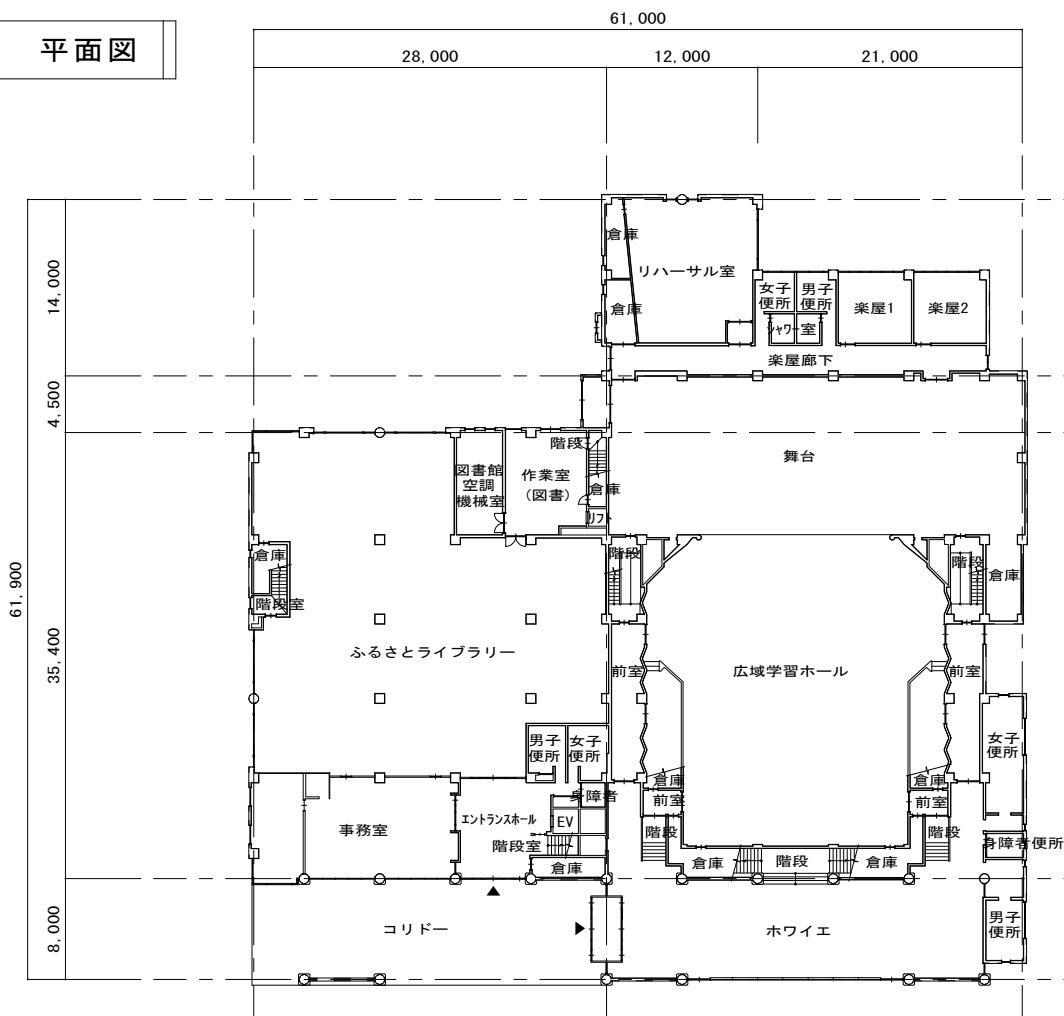
団体名	松前町
住所	愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
部署名	社会教育課
役職	(体育館) 課長補佐、(文化センター) 係長
氏名	(体育館) 林 亮、(文化センター) 濟川 健太郎
電話番号	089-985-4135
メールアドレス	721skyoiku@town.masaki.lg.jp
備考	

以上

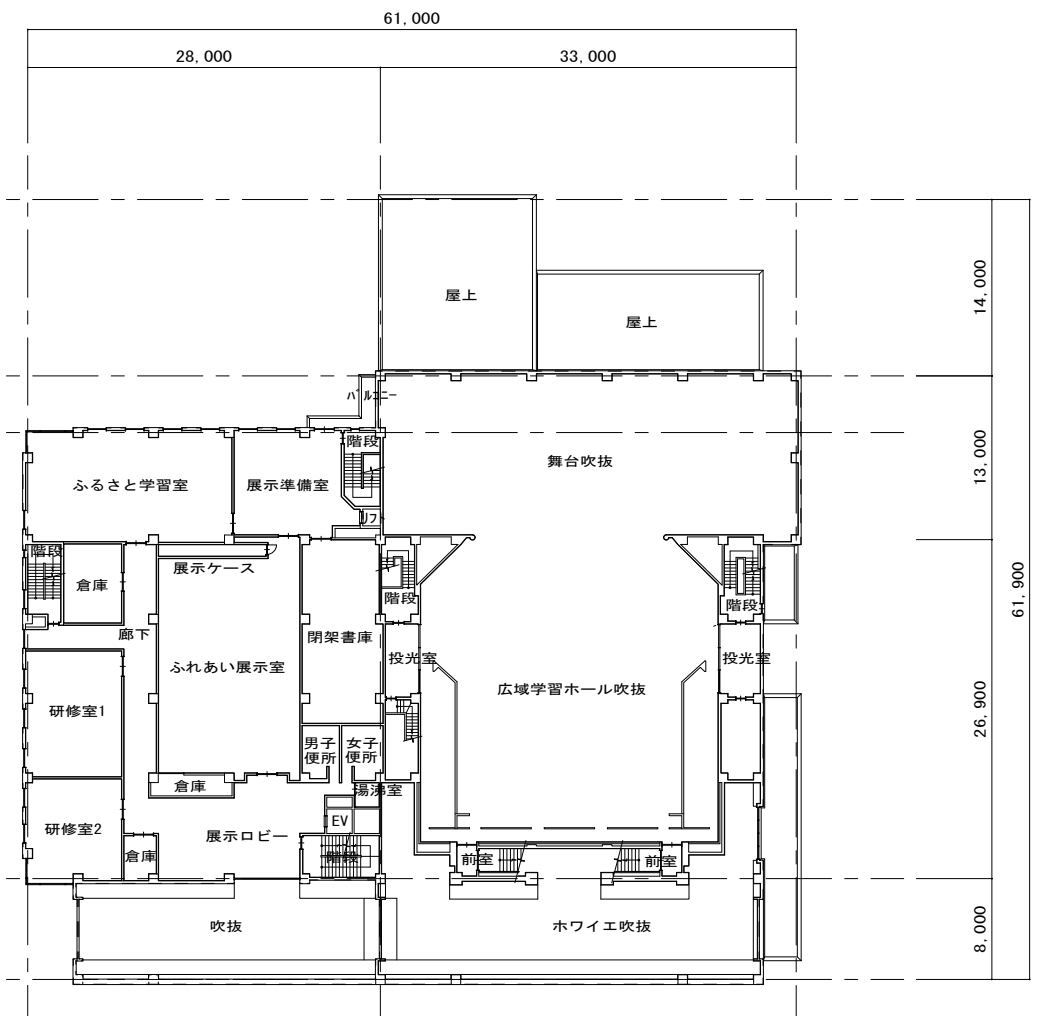
松前総合文化センター・松前公園位置図



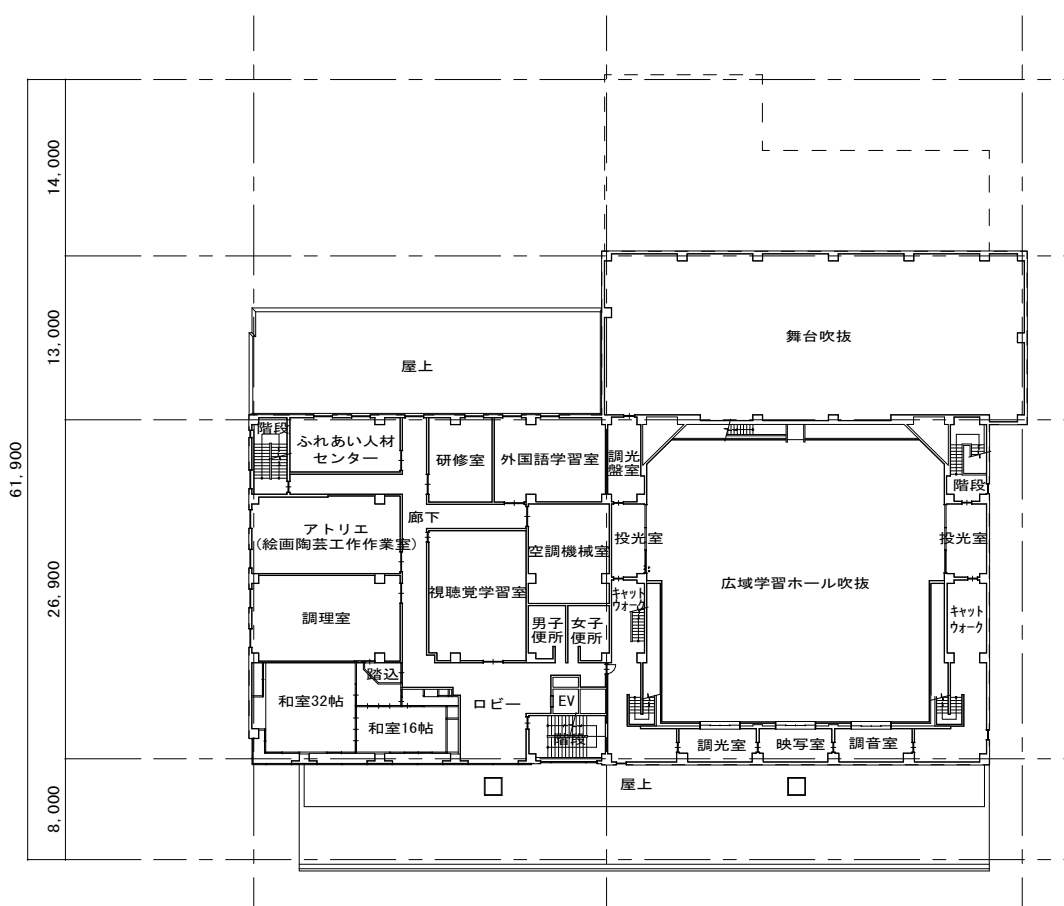
松前総合文化センター 平面図



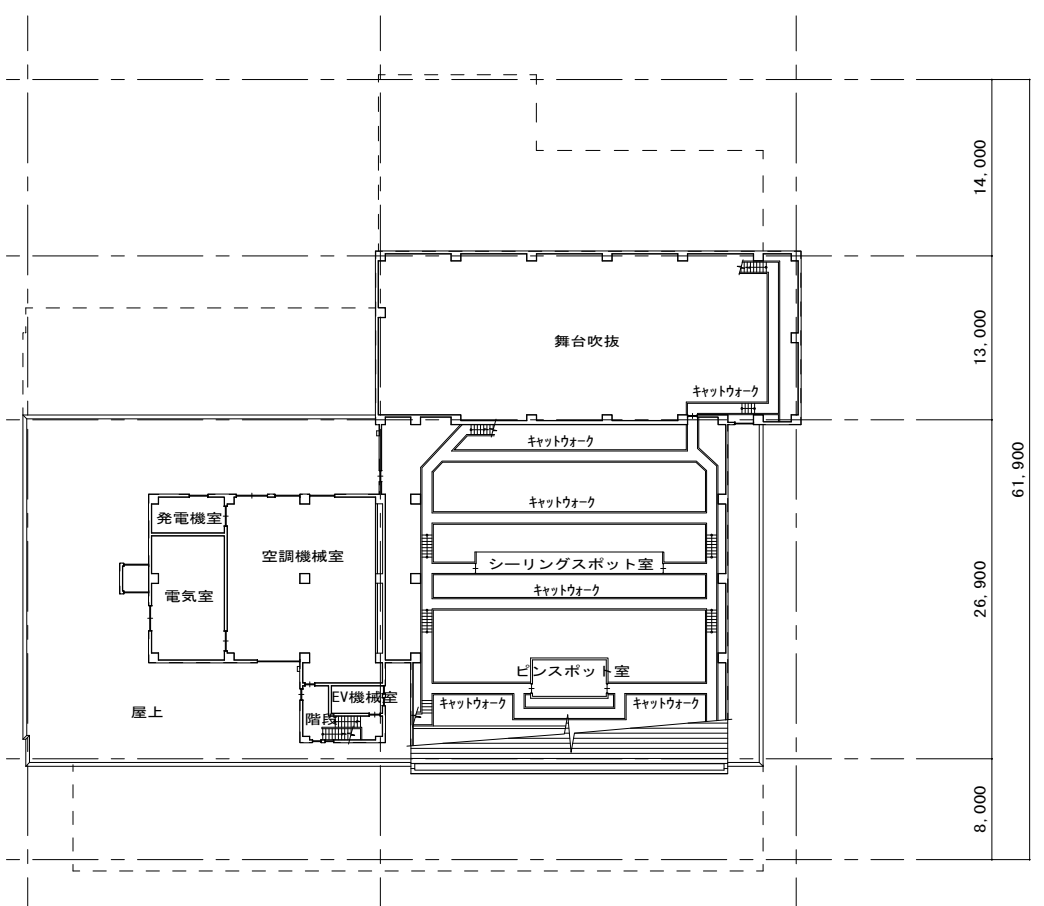
1階 平面図 S=1:600



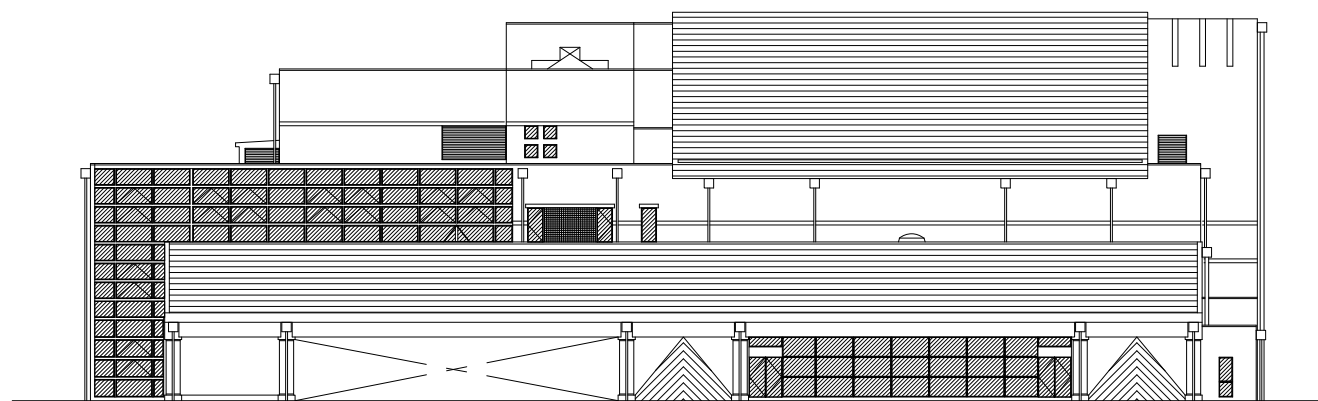
2階 平面図 S=1:600



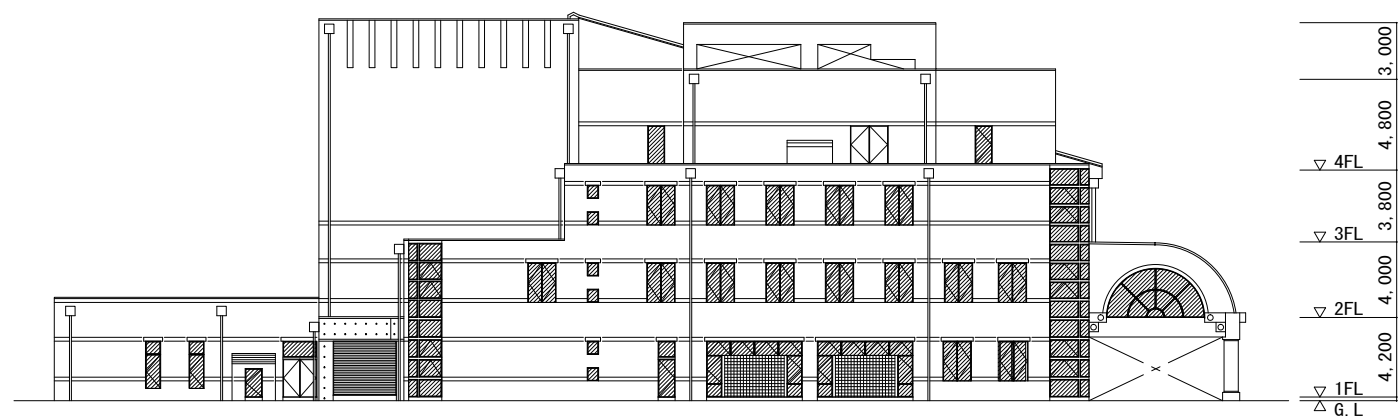
3階 平面図 S=1:600



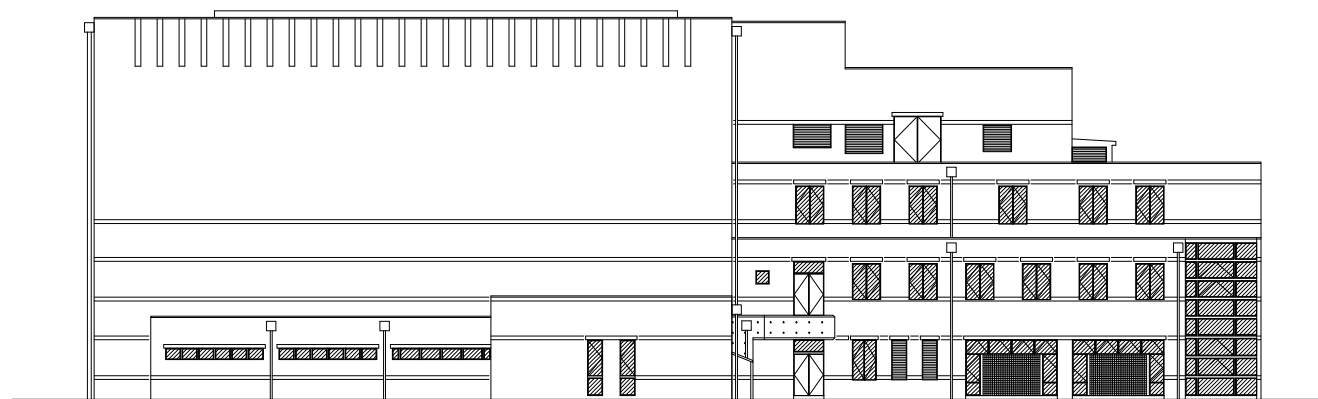
4階 平面図 S=1:600



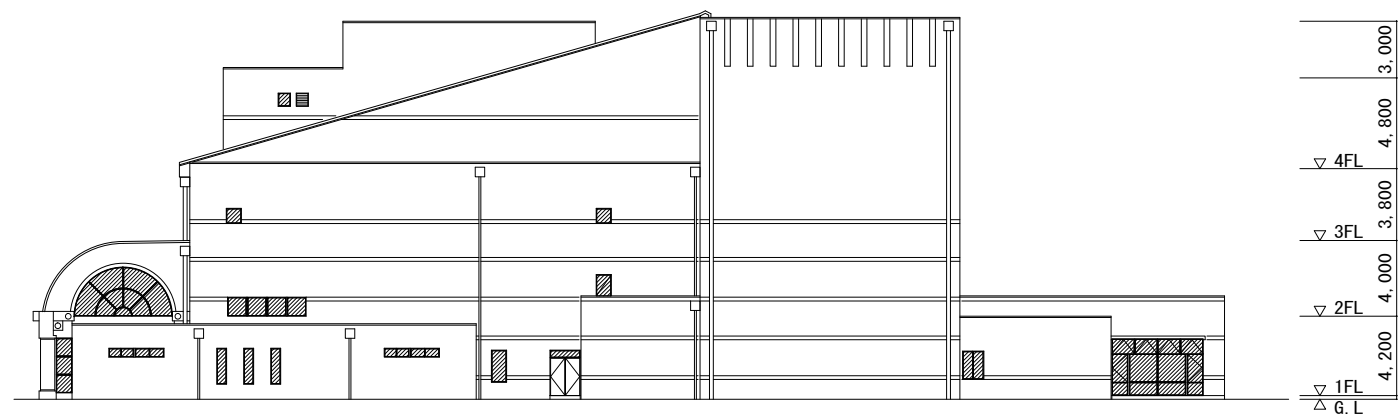
南側 立面図 S=1:800



西側 立面図 S=1:800



北側 立面図 S=1:800



東側 立面図 S=1:800

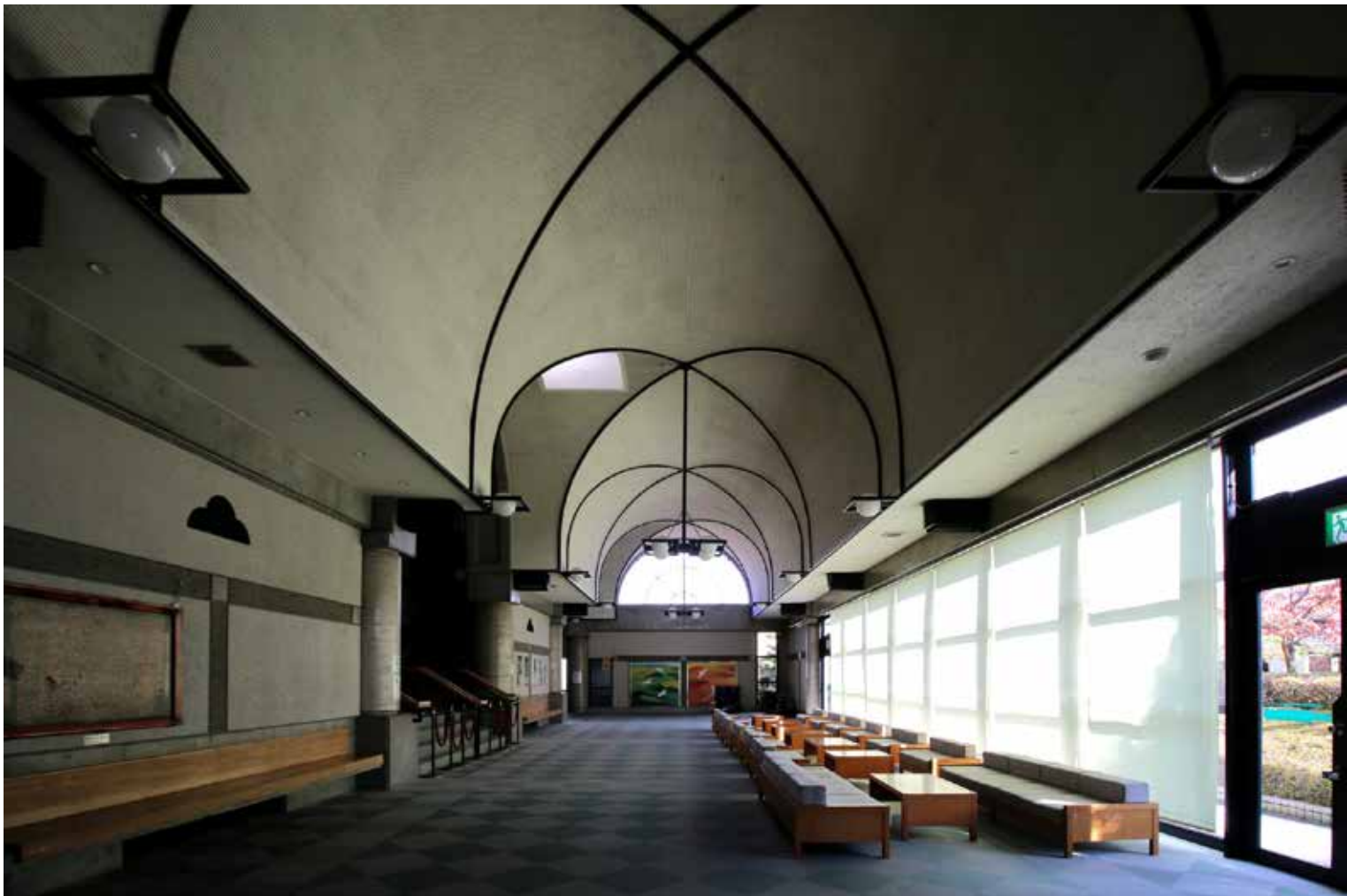
松前総合文化センター・松前公園位航空写真



松前総合文化センター外観



松前総合文化センター内観（ホワイエ）



松前総合文化センター内観（ホール）



松前総合文化センター内観（ふるさとライブラリー）



松前公園・体育館外観



松前公園・体育館内観（アリーナ）



松前総合文化センター及びふるさとライブラリーの概要

松前総合文化センターは、石本建築事務所の設計、清水建設株式会社の施工により、昭和 63 年に竣工した建物です。隣に松前町役場、松前公園、松前町総合福祉センターが建設されています。

当センターは、

- ・ 696 席の客席、楽屋 2 部屋、リハーサル室を有する文化ホール
- ・ 蔵書約 10 万冊を有するライブラリー
- ・ 100 人程度を収容可能な会議室 2 つを含む 5 部屋や和室、アトリエ、歴史資料室等がある文化会館

が、一つになっている複合施設です。

駐車場は、役場と共用のものが 120 台、体育館と共用のものが 95 台あります。当施設へは、概要書にも記載のとおり、車や電車等の公共交通機関を利用して容易にアクセスできます。

松前公園の概要

松前公園は、体育館と公園（センター広場、多目的広場、庭球場、老人広場、子供広場、駐車場）により構成されています。

体育館は、(株)大建建設の設計、(株)奥村組による施行、公園は、(株)東京ランドスケープ研究所の設計、近亀建設の施工により、平成 11 年に完成し、全面的に供用を開始したものです。

当公園は、

- ・ 体育館…350 席の固定観客席を設けたアリーナ〔バレーボールコート 3 面（バスケットボールで 2 面又はバドミントンで 6 面、卓球 10 台）〕、ロッカールーム、シャワールーム、トレーニングルーム
- ・ 多目的広場…夜間照明設備が整っており、ソフトボールの場合 2 面分使用可サッカー・軟式野球・レクリエーション等利用
- ・ 庭球場…テニスコート 2 面分
- ・ 老人広場…ゲートボールの場合 2 面での使用が可能
- ・ 子供広場…子供用大型コンビネーション遊具

が、一つになっている複合施設です。

園内に 95 台収容の駐車場があります。

また、両施設とも近くには、愛媛県で最大級のショッピングセンターが立地しており、人が集まりやすい地域になっています。

松前総合文化センター及び松前公園の現況

(現在準備中)

アクセス

伊予鉄道郡中線「松前駅」または「古泉駅」下車、徒歩約10分



開館
時間

午前9時～午後10時

休館日

年末年始



詳しくはホームページまたは当センターまでお問い合わせください。

松前総合文化センター

管理運営：指定管理者 いよてつ 総合企画

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井633番地
TEL：089-985-1313 FAX：089-985-1386

松前総合文化センター

ご利用案内



各部屋の概要・使用料

部屋名	収容人数	備考	利用料金(円)				
			昼間		夜間	全日	
			9~12時	13~17時	9~17時	18~22時	9~22時
広域学習ホール 969㎡	696人	客席フラット使用可能 固定席146席 可動席550席 (電動308、手動242) プロセニウム式 平土間形状(前部) 段床形式(後部) 舞台:机8/椅子60 (肘掛けなし) ホワイエ:机7/椅子20 楽屋前:机9/椅子20	11,100	14,800	23,300	17,800	39,000
リハーサル室 115㎡ 10.0×11.5×3.5(m)	最大 50人程度	鏡 バレエレッスンパー アップライトピアノ 机4/椅子20	1,500	2,000	3,000	2,400	5,000
ふれあい展示室 192㎡ 11.2×17.1×2.9(m)	机使用 110人 椅子のみ 180人	マイク設備 司会台 ホワイトボード 可動式展示パネル 展示棚 机37/椅子180	3,600	4,800	7,500	5,800	12,300
ふるさと学習室 143㎡ 8.8×16.3×2.8(m)	机使用 100人 椅子のみ 150人	マイク設備 司会台 ホワイトボード 机34/椅子150	3,000	4,000	6,000	4,800	10,000
第1研修室 75㎡ 7.7×9.8×2.8(m)	26人	ホワイトボード 円卓 椅子26	1,560	2,100	3,300	2,500	5,400
第2研修室 65㎡ 7.7×8.4×2.8(m)	24人	ホワイトボード 机8/椅子24	1,500	2,000	3,000	2,400	5,000
第3研修室 34㎡ 5.1×6.7×2.8(m)	18人	ホワイトボード 机6/椅子18	900	1,200	1,800	1,400	3,000
視聴覚学習室 79㎡ 7.7×10.3×2.8(m)	机使用 54人 椅子のみ 80人	テレビ、スクリーン ホワイトボード 机18/椅子80	1,560	2,100	3,300	2,500	5,400
和室(1) 32畳 7.2×7.2×2.5(m)	最大 50人程度	座卓26/座布団50	1,500	2,000	3,000	2,400	5,000
和室(2) 16畳 3.6×7.2×2.5(m)	最大 25人程度	座布団25	900	1,200	1,800	1,400	3,000
アトリエ 73㎡ 6.2×11.8×2.8(m)	木工机使用 42人 机使用 18人	ホワイトボード 木工作業台7 木工椅子42 机6/椅子18	1,200	1,600	2,500	1,900	4,100
料理実習室 81㎡ 6.9×11.8×2.8(m)	38人	ホワイトボード 調理台7/丸椅子38人	1,500	2,000	3,000	2,400	5,000

主な備品・設備の使用料

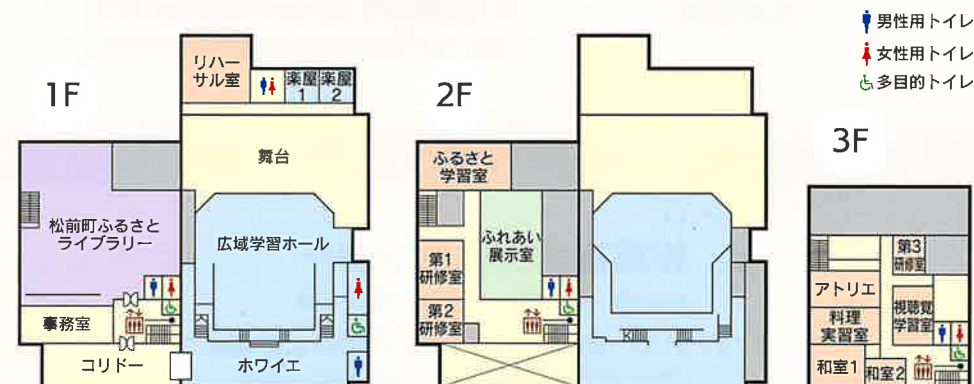
区分	名称	単位	1回の 使用料(円)
舞台 設備	音響反射版	1式	3,300
	松羽目・竹羽目	1式	2,200
	金びょうぶ	1双	1,400
	地がすり	1枚	900
	紗幕	1枚	900
	フェルト毛せん	1枚	300
	上敷ござ	1枚	300
	所作台(花道用)	1台	900
	所作台	1台	300
	平台	1台	300
	司会者台	1台	300
	演台(3点セット)	1式	500
	指揮者台	1式	500
	指揮者用譜面台	1式	500
	演奏者用譜面台	1式	500
	ヒナ段用ケコミパネル	1式	900
	ステージ階段	1台	300
鳥屋囲	1式	900	
大太鼓	1式	900	
音響 設備	音声調整卓	1式	2,200
	副調整卓	1式	1,100
	はね返りスピーカー	1対	900
	ステージスピーカー	1対	900
	マイクロホンエレベーター装置(マイク含む)	1式	900
	3点吊りマイク装置(マイク含む)	1式	900
	マイクロホン	1本	700
	可搬形ミキサ	1式	900
	テープレコーダー	1台	700
	CDプレーヤー	1台	700

区分	名称	単位	1回の 使用料(円)
照明 設備	照明調光卓	1台	2,200
	フロアライト	1列	700
	アッパーホリゾンライト	1列	900
	ローアホリゾンライト	1列	700
	ボーダーライト(1)	1列	600
	ボーダーライト(2)	1列	600
	ボーダーライト(3)	1列	600
	サスペンションライト(1)	1列	1,600
	サスペンションライト(2)	1列	1,600
	サスペンションライト(3)	1列	1,600
	トーマンタルスポットライト	1式	500
	フロントライト	1式	500
	スポットライト2階	1式	500
	フロントライト	1式	500
	スポットライト3階	1式	500
その他	シーリングスポットライト	1列	700
	センターピンスポットライト	1台	300
	ビデオプロジェクター(大型)	1台	5,000
	ビデオプロジェクター(小型)	1台	1,000
	グランドピアノ	1台	3,300
	移動用小型スクリーン	1台	300
	電気器具持込料	1kw	300
	可動式客席収納	1式	3,300

備考

1回とは、松前総合文化センター使用料における午前(9~12時)、午後(13~17時)、夜間(18~22時)の各使用時間区分をいう。

フロアマップ





管理運営：指定管理者 **いよてつ総合企画**

 **利用料金表** 

施設名	区分	単位	夜間照明	町内居住者	町外居住者
庭球場	1面	1時間	使用しない	800円	960円
			使用する	1,400円	1,560円
老人広場	半面	半日	—	700円	840円
多目的広場	1面	1時間	使用しない	1,500円	1,800円
			使用する	6,000円	6,300円
	半面	1時間	使用しない	800円	960円
			使用する	3,200円	3,360円

体育館

施設名	区分	単位	入場料	町内居住者	町外居住者
アリーナ	アマチュアスポーツ以外に使用する場合				
	全面	1時間	徴収する	23,000円	27,600円
			徴収しない	12,000円	14,400円
	アマチュアスポーツに使用する場合				
	全面	1時間	徴収する	7,000円	8,400円
			徴収しない	2,100円	2,520円
	1/2	1時間	徴収しない	1,050円	1,260円
				1/3	700円
	区分	単位	種類	町内居住者	町外居住者
	部分利用	1時間 (1人)	一般及び 高校生以上	200円	240円
中学生以下			100円	120円	
※専用利用がない場合に限る(部分利用は予約不可)					
トレーニング室	1人	1回	一般及び 高校生以上	300円	360円
卓球場	1台	1時間	一般及び 高校生以上	200円	240円
			中学生以下	100円	120円
			※用具は無料で貸出し可		

※1時間未満及び半日未満の端数は、それぞれ1時間及び半日として計算します。
 ※半日とは、9時から正午まで又は正午から午後5時までとします。
 ※9人制バレーボールは全面利用で1コートとなります。
 ※屋内施設はすべて運動靴(室内用)を着用して下さい。
 ※バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球の用具貸し出しをしています。
 ※電話でのご予約はできません。(インターネットでの仮予約はできません)

詳しくは、当館のHP、または直接お問い合わせ下さい。

- 1 F / 管理事務所、ロッカールーム、シャワールーム、卓球場（6台）、トレーニングルーム
- 2 F / アリーナ [バレーボールコート3面（バスケットボールで2面又はバドミントンで6面、卓球10台）]
- 3 F / 固定席 350席の観客席、周囲のジョギングコース（200m）



卓球場

常設6台



トレーニング
ルーム

コンビネーションマシン、ランニングマシン、エアロバイク他、トレーニング器具を備えた本格的な施設です。



アリーナ

各種屋内のスポーツの大会等にご利用いただけます。



庭球場

砂入人工芝2面（軟式・硬式テニス）夜間も使用可能です。

多目的
広場

夜間照明設備が整っており、ソフトボールの場合2面分使用できます。（サッカー・軟式野球・レクリエーション等利用）

屋外



ゲートボ



本育館

老人広場

子供広場

子供用コンビネーション遊具は、
車椅子をご利用の方でも使用可能です。

- コンビネーション遊具
- スネークシーソー
- ローラー滑り台
- スプリング遊具
- クライムネット

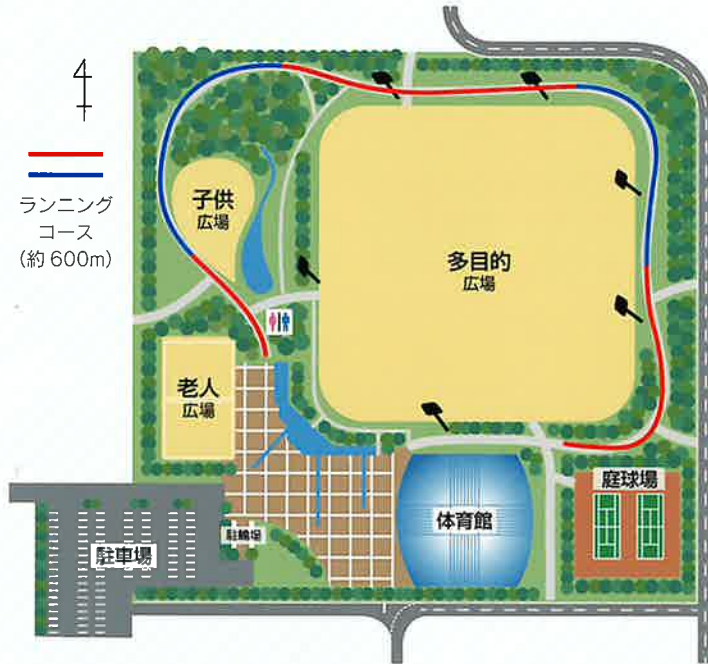


ールの場合2面での使用が可能です。



「松前公園」は松前町役場に隣接する施設です。幅広い年齢層の方々に楽しんでいただける公園として、多目的グラウンド、老人広場、テニスコート、子供広場など、数多くの設備を揃えております。
 スポーツの大会等のご利用は勿論、豊かな自然環境の中で、スポーツやレクリエーションをお楽しみください。

松前公園全体図



ランニングコースに健康器具を4か所設置しています

Information



●利用時間 午前9時～午後9時30分
 ※屋外施設は午後9時まで
 ※早朝利用 (午前6時～午前9時)

●休館日 年末年始

●アクセス

- JR** JR予讃線北伊予駅または伊予横田駅下車、車で約10分
- 伊予鉄道** 伊予鉄道郡中線松前駅または古泉駅下車、徒歩約10分
- 飛行機** 松山空港から車で約20分

※園内に95台収容の駐車場 (うち車椅子利用者5台) がありますのでご利用下さい

松前町 松前公園

管理運営: 指定管理者 いよてつ総合企画
 〒791-3120
 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 638 番地
 TEL 089-984-7227
<http://www.i-masaki.jp/>